



株式会社 オートバックスセブン

第66期 定時株主総会

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件(1)
- 第3号議案：定款一部変更の件(2)
- 第4号議案：取締役8名選任の件



オートバックスチェーン経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

オートバックスセブングループ行動規範

オートバックスセブングループの役員および従業員は、あらゆる企業活動の実践において、すべてのステークホルダーの方々との信頼関係を深めながら、ともに成長していくことを目指すとともに、以下の「行動規範」を遵守します。

(お客様に対する姿勢)

私たちは、お客様の立場に立ち、その安心・満足・信頼を旨とし、最良の商品・技術・サービスを提供し、お客様のニーズにお応えします。

(従業員に対する姿勢)

私たちは、お互いの人格・個性を尊重し、健全な職場環境を追求します。

(お取引先様に対する姿勢)

私たちは、全てのお取引先様と公正な取引関係を構築し、関係法令および契約に従って誠実な取引を行います。

(株主・投資家の皆様に対する姿勢)

私たちは、上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただきます。

(社会に対する姿勢)

私たちは、社会の一員であることを自覚し、社会のルールに従うとともに、絶えず変化する社会の期待、要請に応え、より良き社会の実現に向かって行動します。

(会社財産に対する姿勢)

私たちは、有形・無形を問わず、会社の財産・権利を適正に管理・保護し、不正な使用を行いません。また、他者の財産・権利を尊重します。

(反社会的勢力に対する姿勢)

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

※平成21年12月25日改訂 「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」より、行動規範のみを抜粋

目 次

	第66期定時株主総会招集ご通知	3頁～	招集ご通知
	第66期定時株主総会 参考書類	6頁～	参考書類
第66期定時株主総会招集ご通知 添付書類	第66期事業報告	24頁～	事業報告
	第66期連結計算書類	62頁～	連結計算書類
	第66期計算書類	74頁～	計算書類
	第66期監査報告書	84頁～	監査報告書

株 主 各 位

(証券コード 9832)
平成25年6月3日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

株式会社 オートバックスセブン

代表取締役 湧 田 節 夫

第66期定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。当日ご出席の際は、お手数ながら、環境問題への配慮の観点から招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日(火曜日)午前10時
※受付開始時間は午前9時となっております。
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 3階 永代の間
(末尾の株主総会会場案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 1. 第66期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件(1)
第3号議案 定款一部変更の件(2)
第4号議案 取締役8名選任の件

4. その他議決権行使に関するご案内

- (1) 当日ご出席いただけない場合は、郵送（議決権行使書）または、インターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができます。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成25年6月24日（月曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

① 郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書に、議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご送付願います。

② インターネットによる議決権の行使

「インターネットによる議決権行使について」（89頁）をご確認いただき、議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに受信ができるようにご送信願います。

- (2) 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- (5) 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権電子行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。
- (7) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたします。（<http://www.autobacs.co.jp>）

以上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様的重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

①株主総会に出席する場合



議決権行使書を会場受付に提出



②議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を記入のうえ投函



③インターネットによる議決権行使の場合



89頁～96頁をご参照ください。
6月24日午後5時50分受信分
まで有効

第66期 定時株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)
- 第3号議案 定款一部変更の件(2)
- 第4号議案 取締役8名選任の件

第1号議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけており、平成22年5月13日発表の「オートボックス 2010 中期経営計画」において経営目標として定めています「連結株主資本配当率(DOE)3%」以上を目標に安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金81円

総額2,498,792,328円

なお、中間配当金として1株につき金75円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり156円となります。

(3) 当該剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

2. その他剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその金額

別途積立金 10,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案および参考事項

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

オートバックスグループでは、エネルギー使用量やCO₂排出量の削減、省資源への取り組み、リサイクル・リユースへの取り組みなど、環境負荷低減に向けた事業運営を行っております。平成25年3月11日に対外発表をいたしましたとおり、当社は西日本ロジスティクスセンター（兵庫県三木市）内の遊休地部分およびセンター内建物の一部屋根を利用した太陽光発電事業を開始いたします。

これに伴い、現行定款第2条(目的)に第43号を新設し、「自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業」を追加するものであります。

また、条項の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線___は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (42) (条文省略) (新設)</p> <p><u>(43)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業及びそれらの事業への投資</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (42) (現行どおり)</p> <p><u>(43)</u> <u>自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業</u></p> <p><u>(44)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業及びそれらの事業への投資</p>

第3号議案および参考事項

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

株主の皆様のご利便性向上を目的に、以下のように、電子公告および単元未満株式買増制度の導入に係る条文の新設や所要の変更を行うものであります。

(1) 電子公告の導入について

周知性の向上および公告手続の合理化を図るために、現行定款第5条(公告の方法)に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります。また、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 単元未満株式買増制度について

株主の皆様へのサービス拡充の観点から単元未満株式の買増制度を導入いたします。このために現行定款第9条(単元未満株主の権利)に第3号を新設するとともに定款第10条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。

また、この条項の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線___は変更部分)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告の方法) 第5条 当会社の公告の方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条～第8条(条文省略)	第6条～第8条(現行どおり)
(単元未満株主の権利) 第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	(単元未満株主の権利) 第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

第3号議案および参考事項

(下線____は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(3) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第42条 (現行どおり)</p>

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第4号議案および参考事項

第4号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は、12頁から21頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	備考
1	湧田 節夫	代表取締役 社長執行役員 チェン本部長	
2	経森 康弘	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長	
3	森本 弘徳	取締役 専務執行役員 経営管理統括 兼 経理・財務担当	
4	田村 達也	取締役	(社外取締役) 独立役員
5	服部 範雄	取締役	(社外取締役) 独立役員
6	松村 晃行	取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括	
7	小林 喜夫巳	取締役 常務執行役員 営業統括 兼 チェン企画担当	
8	島崎 憲明	取締役	(社外取締役) 独立役員

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。ただし、20頁から21頁に記載の「社外取締役候補者に関する特記事項」4をご参照ください。

2. 田村達也、服部範雄および島崎憲明の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定および株式会社大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条の規定、ならびに当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。



候補者番号 1

わく だ せつ お
湧田 節夫

当社における地位および担当

代表取締役 社長執行役員 チェン本部長

◆生年月日 昭和23年12月25日

◆在任年数 10年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 80,742株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

社長就任以来、オートボックス店舗の強化を最重要課題として取り組んでまいりました。

中期経営計画の最終年度である平成25年度は、その集大成として、「クルマのことならオートボックス」とお客様から支持される店舗への変革を実現し、市場シェアをさらに向上し、将来にわたるオートボックスの成長を確実なものとしします。

また、次期の成長戦略の具体化にも注力してまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、代表取締役社長執行役員に就任以来、「クルマのことならオートボックス」を実現するため、当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。

また、取締役会において、十分かつ適切な説明を行ったうえで重要事項を決定し、業務執行の役割を十分に果たすとともに、他の取締役の業務執行を監督しております。

当社は、引き続き候補者が経営の指揮を執ることにより、お客様への提供価値を高めお客様から支持される店舗への変革を実現するとともに、新たな成長戦略を策定し、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和42年 3月	株式会社富士商会入社 (現株式会社オートボックスセブン)
平成 3年 4月	商品企画室長
平成10年 6月	取締役 チェン企画室長
平成14年 6月	エグゼクティブ・オフィサー 店舗運営指導担当
平成15年 6月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー FC事業戦略担当
平成16年 6月	取締役 Co-COO エリアドミナント戦略推進統括
平成18年 4月	取締役
平成20年 3月	代表取締役 PMO
平成20年 6月	代表取締役 社長執行役員
平成21年 4月	代表取締役 社長執行役員 チェン本部長(現任)

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



候補者番号 2

つね もり やす ひろ

経 森 康 弘

当社における地位および担当

取締役 副社長執行役員 チェン副本部長

◆生年月日 昭和27年3月22日

◆在任年数 10年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 9,900株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

今年度は「オートボックス 2010 中期経営計画」の最終年度に当たりますが、市場環境の変化や車の進化に対応し続けることのできる人材育成と、組織づくりに取り組み、「クルマのことならオートボックス」と支持、信頼される顧客本位の経営に注力し、足元業績は勿論のことですが、将来にわたる持続的な成長と企業価値の増大を確固たるものとします。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートボックスフランチャイズビジネスにおける営業、商品分野のみならず、経営管理業務および海外事業など、広範な知識と経験を有しております。

これらの知識と経験に基づき、長年にわたり取締役として重要事項の決定および業務執行に携わるとともに、他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たし、企業価値の向上に努めてまいりました。

「オートボックス 2010 中期経営計画」の推進により、お客様から支持・信頼いただくことで、オートボックスがさらなる企業価値向上を実現するため、候補者が経営に参画し、豊富な知識と経験を最大限に役立てることが当社グループにとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者としていたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和52年4月	株式会社商店設計入社
昭和53年3月	大豊産業株式会社入社 (現株式会社オートボックスセブン)
平成7年2月	中部地域運営部長
平成12年6月	取締役 商品本部長
平成14年6月	エグゼクティブ・オフィサー 商品戦略担当
平成15年6月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 商品戦略推進担当
平成16年6月	取締役 Co-COO トータルカーライフ事業戦略推進統括
平成18年4月	取締役
平成20年6月	取締役 副社長執行役員 戦略機能統括 兼 海外事業統括
平成20年12月	取締役 副社長執行役員 戦略機能統括 兼 海外事業統括 兼 商品戦略統括
平成21年4月	取締役 副社長執行役員 システム・総務統括 兼 海外事業統括 兼 車販売事業統括
平成22年4月	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長 兼 経理・財務統括 兼 経理・財務担当
平成23年4月	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長 兼 経理・財務統括 兼 海外事業統括 兼 海外事業担当
平成24年4月	取締役 副社長執行役員 チェン副本部長(現任)



候補者番号 3

もりもと ひろ のり

森本 弘徳

当社における地位および担当

取締役 専務執行役員

経営管理統括 兼 経理・財務担当

◆生年月日 昭和32年6月2日

◆在任年数 7年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 5,100株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

中期経営計画達成に向け、経営ビジョンである「クルマのことならオートボックス」と、お客様より真の信頼を受けるべく、お客様への提供価値向上に取り組んでまいりました。

今後は、目まぐるしく変化する経営環境に柔軟かつ機動的に対応し、新たなビジネスチャンスを実実に掴むことで事業の成長を加速させるべく、あらゆる経営資源を適切に配分することによって、より強固な経営基盤を築き上げ、企業価値の向上に努めてまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり、加盟法人との関係構築および店舗の収益向上において実績を積み重ねるとともに、人事、総務をはじめとする経営管理分野において、経営基盤の強化に努めてまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定および業務執行ならびに他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

「オートボックス 2010 中期経営計画」の着実な推進および当社グループの持続的な成長に向けた次期成長戦略を描くため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者としていたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和56年3月	当社入社
平成7年4月	関西直営事業部 事業部長
平成14年6月	オペレーティング・オフィサー 中部事業部長
平成16年9月	オフィサー エリアドミナント戦略推進担当
平成17年4月	オフィサー エリアドミナント戦略推進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当
平成18年4月	Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 販売促進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当
平成18年6月	取締役 Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 販売促進担当 兼 店舗開発担当 兼 業態開発事業担当
平成19年5月	取締役 Co-COO エリアドミナント戦略推進統括 兼 トータルカーライフ事業戦略推進統括 兼 店舗開発担当
平成20年6月	取締役 常務執行役員 エリア戦略統括
平成21年4月	取締役 常務執行役員 チェン戦略統括
平成22年4月	取締役 専務執行役員 システム・総務統括 兼 海外事業統括 兼 海外事業担当
平成23年11月	取締役 専務執行役員 人事・総務統括 兼 内部統制担当
平成24年4月	取締役 専務執行役員 経営管理統括
平成25年4月	取締役 専務執行役員 経営管理統括 兼 経理・財務担当(現任)

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



候補者番号 4

た むら たつ や
田村達也

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

- ◆生年月日 昭和13年10月11日
- ◆在任年数 5年(本総会終結時)
- ◆所有する当社株式数 1,500株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

車のアフターセールス市場には、車利用率の低下、EV、ハイブリッド化等いくつかの重大な構造変化が起きてきています。当社はこうした構造変化に柔軟かつ機動的に対応していくと同時に、同市場周辺の新しいビジネスチャンスにも積極的に取り組んでいかなければなりません。中でも発展を続ける東南アジア市場では、車のアフターセールスに日本とは違った新しい可能性が見出せることも期待され、当社として先行投資・マーケット調査は怠れない時代に入っています。

社外取締役・独立役員として、こうした視点を大切に、経営陣・執行部との意見交換を活発に行っていくとともに、そうした積極的かわりを通じて企業・従業員・株主・FC各社共同の利益発展に寄与していきたいと考えています。

取締役候補者とした理由

候補者は、財務およびコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有し、また、社外取締役としての豊富な経験を有しております。

これらの経験や見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たすとともに、当社ガバナンス委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの推進・強化を図り、企業価値の向上に尽力してまいりました。

昨年に引き続き、候補者が社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

略歴および重要な兼職の状況

- 昭和36年4月 日本銀行入行
- 昭和61年5月 同行 欧州代表
- 平成4年2月 同行 理事
- 平成8年4月 A.T. カーニー株式会社 会長
- 平成8年6月 Foreign and Colonial Pacific Investment Fund, Adviser to the Board
- 平成11年4月 社団法人経済同友会 幹事
- 平成11年6月 オリックス株式会社 社外取締役
- 平成12年6月 スルガ銀行株式会社 社外取締役
- 平成14年5月 株式会社グローバル経営研究所 代表取締役(現任)
- 公益社団法人日本経済研究センター 監事(現任)
- 平成14年6月 日本テレコム株式会社 社外取締役
- 平成15年3月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 代表理事(現任)
- 平成15年6月 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 社外取締役
- 平成16年10月 株式会社カネボウ化粧品 社外取締役
- 平成18年6月 サンデン株式会社 社外取締役
- 平成20年6月 当社 社外取締役(現任)
- 平成21年6月 日本興亜損害保険株式会社 社外取締役
- 平成22年6月 株式会社新生銀行 社外監査役(現任)



候補者番号 5

は っ と り の り お
服部 範雄

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

- ◆生年月日 昭和21年4月3日
- ◆在任年数 5年(本総会終結時)
- ◆所有する当社株式数 1,500株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

現在、自動車業界を取り巻く環境は、ハイブリッド車、電気自動車等の普及が徐々に拡大する中で、スマートフォンなどの情報通信手段と一体化したITの活用も急速に進むなど、大きく様変わりをしています。また、アジアでは中国を中心にASEAN諸国でも経済発展が著しく自動車の普及が進んでおります。こうした背景を踏まえ、事業展開のための的確な情報の入手と分析に努力し、ガバナンスに配慮しつつ、企業価値の向上に貢献したいと考えております。

取締役候補者とした理由

候補者は略歴のとおり、反社会的勢力排除を含む危機管理に関する豊富な経験と、海外事情に関する高い見識を有しております。

これらの経験と見識に基づき、社外取締役および独立役員として、ガバナンス委員会委員として当社のガバナンス向上に貢献するとともに、一般株主保護の観点から重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

- 昭和45年4月 警察庁入庁
- 昭和49年6月 人事院長期在外研究員
(ハーヴァード大学経営学大学院留学)
- 昭和56年6月 在イスラエル日本国大使館
一等書記官
- 平成3年7月 山梨県警察本部長
- 平成7年8月 警察庁首席監察官
- 平成8年12月 埼玉県警察本部長
- 平成10年7月 皇宮警察本部長
- 平成12年9月 関東管区警察局長
- 平成13年9月 警察庁退官
- 平成13年10月 全日本空輸株式会社 常勤顧問
- 平成18年10月 富国生命保険相互会社 顧問
- 平成20年6月 当社 社外取締役(現任)
- 平成23年4月 公益社団法人日本防犯設備協会
代表理事(現任)
- 平成24年7月 エステート24ホールディングス
株式会社 社外取締役(現任)

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



候補者番号 6

まつ むら てる ゆき

松村 晃行

当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括

◆生年月日 昭和36年11月25日

◆在任年数 4年(本総会終結時)

◆所有する当社株式数 6,663株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

この3年間、「オートボックス 2010 中期経営計画」に基づき、お客様の利便性の向上を目指し、新規出店・既存店売場改革・接客改革に取り組んでまいりました。今期は車検をはじめ、あらゆるメンテナンスをお任せいただける店舗づくりと、カーライフの楽しさをお伝えできる店づくりを目指すとともにスーパーオートボックスの改革を完了させ、市場シェア向上、店舗収益力向上という成果につなげ、将来にわたる成長と企業価値の向上に努めてまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートボックスフランチャイズビジネスにおける営業、商品およびサービスなどの主要分野において、長年にわたり経験と実績を積み重ね、オートボックス事業の基盤強化に尽力してまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定および業務執行ならびに他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

「オートボックス 2010 中期経営計画」を推進するとともに、さらなる成長を目指し、より一層の企業価値向上を図るため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが、当社グループにとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者といたしました。

略歴および重要な兼職の状況

昭和59年3月 当社入社
 平成10年4月 中国運営部 運営部長
 平成14年6月 オペレーティング・オフィサー
 南日本事業部長
 平成21年4月 上席執行役員 関東エリア事業部長
 平成21年6月 取締役 上席執行役員
 関東エリア事業部長
 平成22年4月 取締役 上席執行役員
 店舗販売企画統括
 平成24年4月 取締役 常務執行役員
 店舗販売企画統括 兼
 IFRS担当
 平成25年4月 取締役 常務執行役員
 店舗販売企画統括(現任)



候補者番号 7

こばやし き お み
小林喜夫巳

当社における地位および担当

取締役 常務執行役員 営業統括
兼 チェン企画担当

- ◆生年月日 昭和31年2月11日
- ◆在任年数 3年(本総会終結時)
- ◆所有する当社株式数 2,700株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

取締役就任から3年間、「オートボックス 2010 中期経営計画」の達成に向けグループ人材の行動改革と出店開発に着実に取り組んでまいりました。激しく変化する経営環境に流されることなく、お客様のためにやると決めたことをやり抜ける現場従業員の実行力を育むこと、お客様のニーズの変化に柔軟に対応できる店舗の開発を加速することで、個店力の強化とシェアの拡大を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、オートボックスフランチャイズビジネスの商品、海外事業および営業などの主要分野において、長年にわたり経験と実績を積み重ね、オートボックスのブランド価値と企業価値の向上に努めてまいりました。

その豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定および業務執行ならびに他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

「オートボックス 2010 中期経営計画」に基づきお客様への提供価値向上を実現し、さらに次期の成長を目指すため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に役立てることが、当社グループにとって最適であると判断いたしましたので、昨年に引き続き、取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

- 昭和53年3月 大豊産業株式会社入社
(現株式会社オートボックスセブン)
- 平成7年4月 タイヤ商品部長
- 平成14年6月 オペレーティング・オフィサー
海外事業部長
- 平成17年4月 オフィサー 北関東エリア事業部長
- 平成19年4月 オフィサー カー用品事業担当
- 平成20年6月 執行役員 関西エリア事業部長
- 平成22年4月 上席執行役員 営業統括
兼 エリア戦略担当
- 平成22年6月 取締役 上席執行役員 営業統括
兼 エリア戦略担当
- 平成24年4月 取締役 常務執行役員 営業統括
兼 エリア戦略担当
- 平成25年4月 取締役 常務執行役員 営業統括
兼 チェン企画担当(現任)

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



候補者番号 8

しま ぎき のり あき

島崎 憲明

当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

- ◆生年月日 昭和21年8月19日
- ◆在任年数 2年(本総会終結時)
- ◆所有する当社株式数 2,400株(株式分割後の株数)

株主の皆様へ

社外取締役としての2年間はこれまでの経験を生かし、当社企業価値向上の実現に向けた事業戦略の実行やリスクマネジメント・人材開発等経営基盤の強化について適切な助言を行うべく努めてまいりました。

今年度は引き続きこれらの職責を果たすとともに、来年度から始まる次期中期経営計画の検討では当社の成長戦略や資本政策等について株主価値の観点から審議に参加し、ステークスホルダーの皆様々に納得いただける計画の策定に寄与してまいります。

取締役候補者とした理由

候補者は、事業会社における経理、財務をはじめ、人材開発、リスクマネジメント、経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験と見識を有しております。

また、長年にわたり、企業経営者や会計等に関する公的職務において、業務執行だけではなく、監視・監督の役割を担ってまいりました。

これらの豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から発言を行い、また、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴および重要な兼職の状況

- 昭和44年4月 住友商事株式会社入社
- 平成10年6月 同社 取締役
- 平成14年4月 同社 代表取締役 常務取締役
- 平成15年1月 金融庁 企業会計審議会委員(現任)
- 平成16年4月 住友商事株式会社 代表取締役
専務執行役員
- 平成17年4月 同社 代表取締役 副社長執行役員
- 平成20年7月 社団法人日本経済団体連合会
企業会計部会長
- 平成21年1月 国際財務報告基準財団
IFRS評議員(現任)
- 平成21年7月 住友商事株式会社 特別顧問(現任)
- 平成23年6月 公益財団法人財務会計基準機構
理事(現任)
- 平成23年6月 当社 社外取締役(現任)
- 平成23年6月 日本証券業協会 公益理事
自主規制会議議長(現任)

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 社外取締役候補者

田村達也、服部範雄および島崎憲明の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任されますと、同契約を継続する予定であります。
[責任限定契約の内容の概要]

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める下記a)およびb)の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

3. 社外取締役の独立性

社外取締役候補者の3氏は、上場証券取引所の定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件」(平成22年2月24日制定)を満たしております。

なお、「社外役員の独立性要件」につきましては、22ページをご参照ください。

4. 社外取締役候補者と当社との特別の利害関係

①田村達也氏は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの代表理事を兼職しておりますが、当社は、当該法人が主催するガバナンス等に関する各種セミナーやイベントに参加することにより当社のガバナンスの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。

当期における同法人への年会費は100万円未満であり、当社の「社外役員の独立性要件」に定める、「取引の対価の支払い額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%未満」の基準を満たしており、候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

②服部範雄氏は、公益社団法人日本防犯設備協会の代表理事を兼職しておりますが、当該法人が提供する店舗における侵入窃盗や万引き等の防犯対策に係る情報および指導を得ることにより、当社グループのリスクマネジメントの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。

当期における同法人への年会費は100万円未満であり、当社の「社外役員の独立性要件」に定める、「取引の対価の支払い額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%未満」の基準を満たしており、候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

③その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外役員の独立性要件

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

1. 過去5年間に、当社および当社の関係会社（以下併せてオートボックスセブングループという）ならびに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。
 - ①オートボックスセブングループから1会計年度当たり1千万円を超える報酬（当社からの役員報酬を除く）、その他の財産を受け取っていないこと。
 - ②以下の企業等（持ち株会社を含む）の取締役、執行役（員）、その他の役員、部長クラスを含む業務執行者として従事していないこと。
 - a オートボックスセブングループとの業務、取引の対価の支払い額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%以上となる顧客、取引先
 - b 取引額にかかわらず、オートボックスセブングループと実質的な利害関係を有する企業等（メインバンク、監査法人、弁護士事務所、コンサルタント会社等）
 - c 当社の大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）である企業等
 - d オートボックスセブングループが大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）となっている企業等
 - e オートボックスセブングループと取締役の相互兼任（株式の持合いによる取締役の相互派遣）の関係を有する企業等
2. オートボックスセブングループの役員、執行役員の配偶者あるいは2親等以内の親族でないこと。
3. 第1項に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

（平成22年2月24日制定）

MEMO

招集し通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第66期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第66期 事業報告

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

1. 企業集団の現況

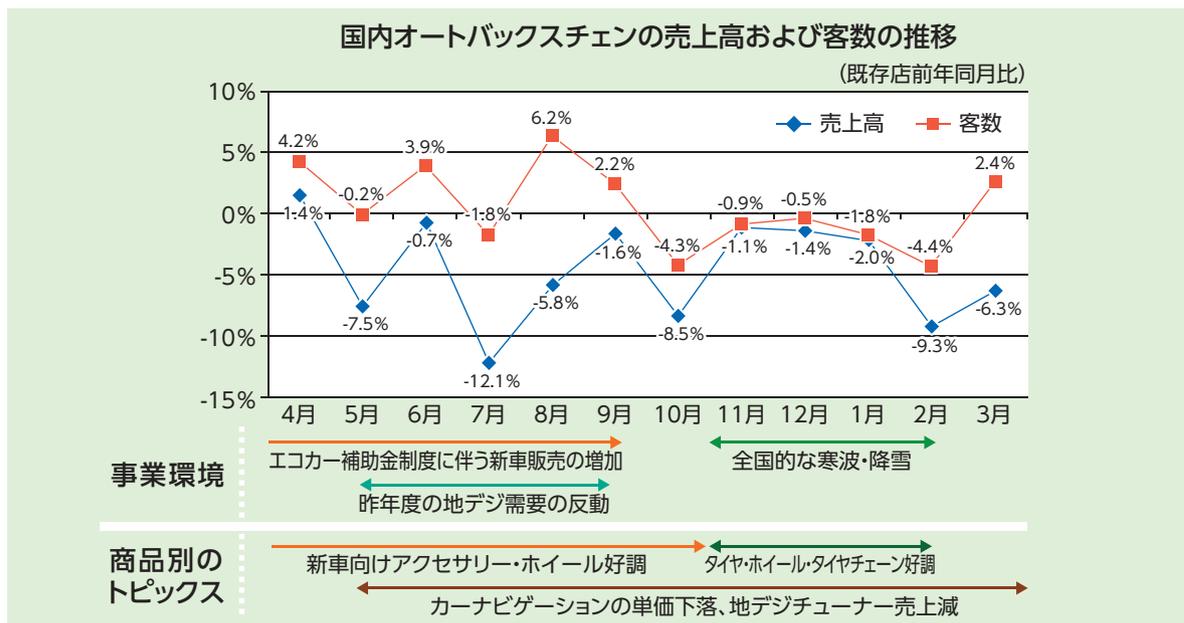
(1) 事業の経過および成果

【事業環境】

当連結会計年度における国内の自動車関連消費につきましては、政府によるエコカー補助金制度により軽自動車やハイブリッド車などを中心に新車販売台数が増加し、これに伴いカー用品全般において需要が拡大いたしました。また、補助金制度終了後も全国的な寒波に加え、関東地方においても降雪があったことなどにより、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンなどの需要が堅調に推移いたしました。一方、昨年度の地上波デジタル放送への移行に伴うカーナビゲーションや車載用チューナーの需要増の反動や、カーディーラーも含めた競争環境激化などによるカーナビゲーションの急激な単価下落が発生いたしました。

【国内店舗における営業状況】

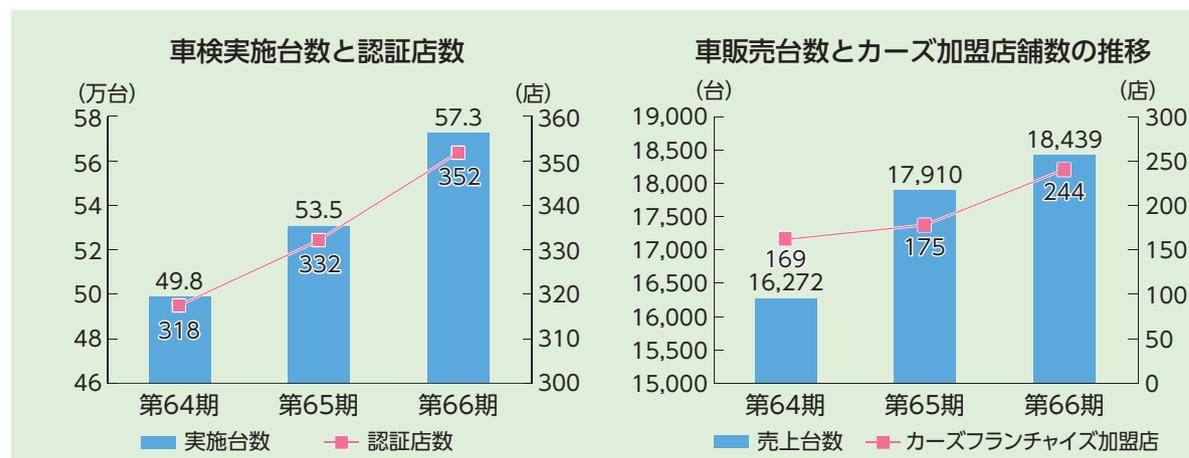
当連結会計年度における日本国内のオートボックスチェーン（フランチャイズチェーン加盟法人店舗を含む）の全業態の売上高は、前年同期比で既存店4.5%、全店2.0%の減少となりました。しかし、中期経営計画の施策として取り組んできた売場改装や接客改革などの効果もあり、既存店の客数は0.5%増加いたしました。



「カー用品販売」におきましては、会員向けの販促施策を強化する一方、エコカー補助金制度に合わせた車種別の販促施策を実施した結果、タイヤ、ホイール、車内アクセサリー、洗車用品などの売上が好調に推移いたしました。また、各店舗においてスタッドレスタイヤやホイールの品揃えを充実させ、セット販売など、お客様の買いやすさを追求した結果、これらの売上が増加いたしました。さらに、利用者数が伸びているスマートフォン関連商品の売場を拡大したことなどにより、これらの売上也堅調に推移いたしました。しかしながら、カーエレクトロニクスにおいて、昨年度の地上波デジタル放送への移行に伴うカーナビゲーションや車載用チューナーの需要増からの反動や、カーナビゲーションの売れ筋価格帯の変化、さらにカーディーラーなどとの価格競争による単価下落に伴う売上減少の影響は非常に大きく、カー用品全体の売上としては前年同期と比較して減少いたしました。

「車検・整備」におきましては、好調な新車販売により、車検の需要自体は弱かったものの、4月より車検コンタクトセンターを本格稼働させ、電話やWebでお問い合わせいただいたお客様に対するご案内を開始するなど、拡販に積極的に取り組んだことにより、車検実施台数は前年同期比7.1%増加の約57万3千台となりました。また、従来から取り組んでいる小規模のキズや凹みを修復する板金・塗装に加え、高度な板金技術を持つ板金集中センターを3拠点開設したことなどにより、板金・塗装の売上が増加いたしました。

「車販売・買取」におきましては、エコカー補助金制度に伴い新車販売が好調に推移した一方、中古車につきましては昨年の震災後の需要増の反動もあり、中古車の流通業者向けの販売台数が減少したものの、総販売台数は前年同期比2.9%増加の約18,400台となりました。なお、3月末のカーズ加盟店舗は昨年度末の175店舗から244店舗に増加いたしました。



【出退店の状況】

国内における出退店は、新規出店が30店舗、スクラップ・アンド・ビルド、リロケーションおよび業態転換による閉店および開店が5店舗、退店が4店舗でありました。また、「オートバックスセコハン市場」の4店舗を、他業態におけるインショップ形態に変更いたしました。これらインショップ形態の拠点は店舗数に含めておらず、当連結会計年度末において、その数は5拠点であります。この結果、国内の店舗数は、昨年度末の530店舗から22店舗増加の552店舗となりました。

第66期国内の出退店
 期末店舗数552店舗 (昨年度530店舗)

	平成24年3月31日時点 店舗数	出店	業態転換・S/B・R/L※		退店	平成25年3月31日時点 店舗数	増減
			開店	閉店			
オートバックス	430	27	5	4	3	455	25
スーパーオートバックス	76	0	0	0	0	76	0
オートハローズ	1	0	0	1	0	0	△1
オートバックス セコハン市場	18	0	0	4	0	14	△4
オートバックス エクスプレス	5	3	0	0	1	7	2
合計	530	30	5	9	4	552	22

※S/B:スクラップ・アンド・ビルド、R/L:リロケーション



オートバックス・志摩鵜方 (三重県志摩市)
 新規オープン 平成25年2月28日



オートバックス南長崎 (長崎県長崎市)
 新規オープン 平成25年1月31日

【連結業績の概要】

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年同期比3.0%減少の2,301億68百万円、売上総利益は前年同期比1.7%減少の757億29百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比0.5%減少の629億84百万円、営業利益は前年同期比7.1%減少の127億45百万円となりました。営業外収支では、米国における訴訟の和解契約に基づき、北米事業からの撤退に伴う損失として見積もっていた金額との差額1億9百万円を営業外収益として計上いたしました。この結果、経常利益は前年同期比5.5%減少の144億72百万円となりました。また、特別損失として投資有価証券売却損4億67百万円および店舗に関わる固定資産減損損失88百万円を計上いたしました。さらに、子会社の繰延税金資産の回収可能性の再評価に伴う法人税等負担率の増加などにより、当期純利益は前年同期比9.7%減少の75億90百万円となりました。



セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

<当社>

売上高は、前年同期比4.2%減少の1,872億98百万円となりました。フランチャイズチェーン加盟法人に対する卸売部門の売上は、車内用品、タイヤ・ホイール、車外用品の売上が増加したものの、カーエレクトロニクスの売上が大幅に落ち込んだため前年同期比4.5%減少いたしました。小売部門は、車販売などの売上が増加したものの、カーエレクトロニクスの不調の影響が大きく前年同期比1.6%減少いたしました。売上総利益は、カーエレクトロニクスなどの売上減少に伴い、前年同期比2.0%減少の409億27百万円となりました。しかし、粗利改革の効果や粗利ミックスの改善により売上総利益率は上昇いたしました。販売費及び一般管理費は、情報システムの減価償却費や支払手数料などが増加したものの、広告宣伝費や販売促進費など管理可能な費用を精査し、削減したことなどにより、前年同期比3.4%減少の271億92百万円となりました。これらの結果、営業利益は前年同期比1.1%増加の137億35百万円となりました。

<国内店舗子会社>

売上高は、前年同期比4.5%減少の780億57百万円、営業損失は7億88百万円(昨年度は4億34百万円の営業利益)となりました。売上高は、車内アクセサリ、タイヤ、ホイールなどの販売が好調であったものの、カーエレクトロニクスおよびその取付工賃の売上減少が大きく影響いたしました。売上総利益はタイヤ、ホイール、アクセサリの構成比率が上昇したことにより、売上総利益額は減少したものの、売上総利益率は前年並みを維持いたしました。販売費及び一般管理費は、第1四半期において震災後の反動で前年に比べて増加したものの、第2四半期以降、コスト削減に取り組み、通期では前年並みに抑制いたしました。

< 海外子会社 >

売上高は、前年同期比3.5%減少の87億81百万円、営業損失は72百万円(昨年度は86百万円の営業利益)となりました。フランスにおいては、欧州経済が低迷するなか個人消費が落ち込んだことに加え、日曜営業ができない店舗が増加したことや、冬季商品の売上不振の影響などにより売上高が減少いたしました。このような状況に対応してサービス売上の比率を上げ、コストの抑制に努めたものの営業損失が発生いたしました。中国では、上海において現地子会社の直営3号店を出店した一方、直営1号店およびフランチャイズチェーン加盟法人の2店舗を退店したことにより売上高が減少いたしました。また、売上に応じたコストのコントロールに努めたものの、出退店などにより営業損失が発生いたしました。シンガポールにおいては、昨年度に1店舗出店したことや、タイヤやオイルなどのメンテナンス商品の販売に取り組んだことなどにより売上高および営業利益が前年同期比で増加いたしました。タイにおいては、タイヤを中心とした積極的な販促活動を行ったことにより売上高は増加したものの、コスト増加により営業損失が発生いたしました。

< 事業子会社 >

売上高は、オイルなどの卸売を行っているパルスター株式会社の取扱い商品の増加と販路が拡大したことや、板金集中センターを運営する株式会社ヤナカが連結対象子会社となったことにより、前年同期比13.9%増加の143億55百万円となりました。前年より物流経費や人件費が増加したものの、売上増に伴う粗利額の増加により、営業利益は前年同期比45.4%増加の1億62百万円となりました。

< 機能子会社 >

売上高は、前年同期比0.2%減少の33億75百万円、営業利益は前年同期比3.2%減少の4億16百万円とほぼ前年並みとなりました。

< 営業利益における連結調整の内容 >

各セグメントの営業利益の合算額から連結営業利益への調整額は、△7億8百万円でありました。昨年度からの連結調整額の減少は、フランチャイズチェーン加盟法人の子会社化に伴うのれんの償却額が増加した一方で、連結グループ間の固定資産の調整額が増加したことなどによるものであります。

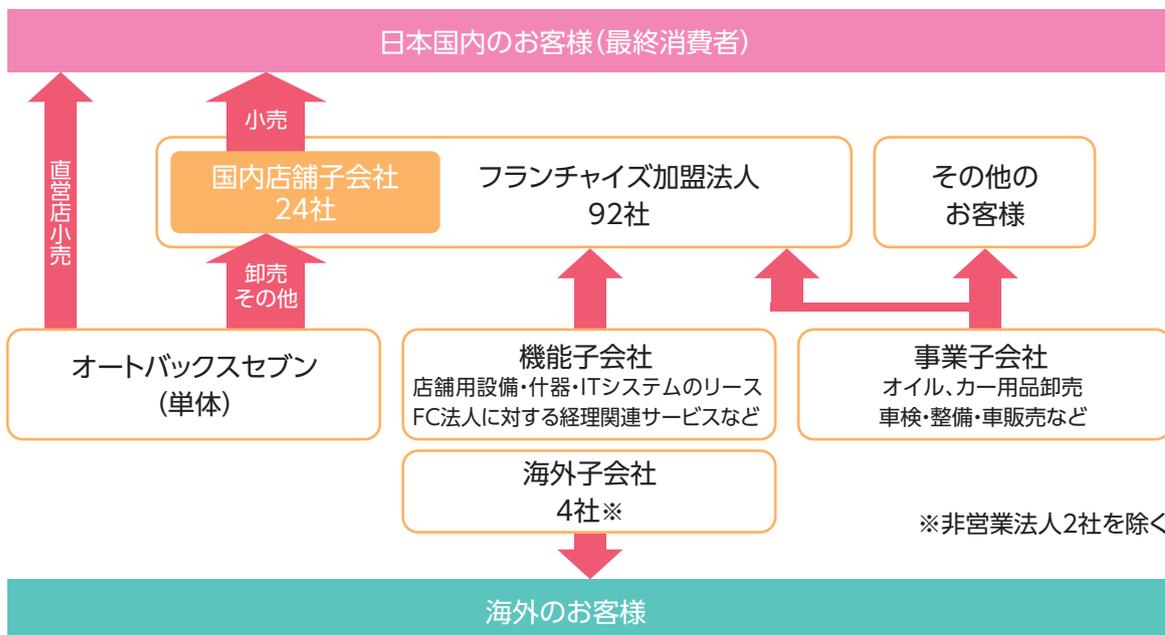
セグメントごとの売上高、営業利益

(単位：百万円)

	当社	国内店舗子会社	海外子会社	事業子会社	機能子会社	※合計
売上高	187,298	78,057	8,781	14,355	3,375	291,868
前年比	△ 4.2%	△ 4.5%	△ 3.5%	13.9%	△ 0.2%	△ 3.5%
営業利益	13,735	△ 788	△ 72	162	416	13,453
前年比	1.1%	-	-	45.4%	△ 3.2%	△ 8.2%

※合計は連結調整前の単純合算数値

当社連結セグメントの概要 (平成 25 年 3 月末現在)



【中期経営計画の進捗状況】

当社は、平成22年5月に発表しております「オートボックス 2010 中期経営計画」に沿って、事業戦略、財務戦略およびCSR・ガバナンスの各施策を実施いたしました。

国内事業の強化として、重要な施策と位置づける「既存店改革」では、多くの店舗で売場改装の効果により業績が改善しております。また、「人材改革」においては、接遇教育の継続だけではなく、店長のマネジメント力の向上を目的とした研修をスタートし、これまで実施してきた店舗改革の効果をさらに高めるための人材力強化を図っております。また、新規出店につきましては、平成22年4月から3年間の累計出店数は57店舗と、当初の計画より遅れておりますが、平成24年度につきましては出店開発を強化し計画どおり30店舗の出店を実施いたしました。

		中期経営計画の狙い	当連結会計年度の取り組み
事業戦略	国内事業強化	国内FC事業強化 ・店舗収益力の改善 —既存店営業利益率 6.9% ・市場シェアの向上 —オートアフター 市場シェア 18%	・オートボックス業態の改革推進 —売場改装効果発揮に向けた更なる改善 —効率運営を目指したオペレーションの見直し ・接遇研修、店長戦略力強化研修実施 ・30店舗の新規出店を実現 —設備等の更なるローコスト化の推進 —平成25年度30店舗出店に向けた開発
	海外事業	・海外事業の黒字化 ・中国事業の検証、方針決定	・中国国内での事業展開を見据えたモデル構築継続 —新規に1店舗を出店、およびテナントによる出店を実施 —モデル構築に向けた、実験店での検証 ・将来を見据えたASEAN地域への事業展開
	本部実行力の向上	・支援体制の強化 ・管理体制の構築 ・単体経費の効率化	・人材強化に向けた制度と研修体系の見直し ・重点施策への経営資源の優先配分
	財務戦略	・積極投資による営業キャッシュフローの創出 ・株主還元強化	・国内外での新規出店推進による、積極的な事業投資 ・自己株式の取得(180万株、約72億円)
	CSR/ ガバナンス	・環境、社会貢献への取り組み ・コンプライアンス、リスクマネジメントの推進	・地方事業所6カ所にてISO14001認証を取得 ・地域社会貢献活動の継続実施 ・リスクマネジメント方法の見直し ・反社会的勢力対策の継続推進

①事業戦略

事業戦略といたしまして、昨年度に引き続き、国内FC事業の強化に軸足を置いた、既存オートバックス業態の店舗収益向上を目指した取り組みを推進してまいりました。

「既存店改革」においては、昨年度まではオートバックス業態店舗の売場改装に注力しておりましたが、今年度はその効果を最大限に発揮するため、商品訴求力と売場でのプレゼンテーション力の向上に向けた、売れ筋商品の情報収集や発信、売場展開パターンの標準化などの取り組みをさらに強化いたしました。多くの店舗では、当初の狙いどおり業績の改善や店舗運営の効率が向上いたしました。その改善状況にはバラつきがみられました。改善幅が小さい店舗については要因を細かく把握し、その要因に応じた対策を個店別に設定し、実行いたしました。また、対策実施後の結果についても検証を行い、改善を加えながら対策を継続してまいりました。業績が好調な店舗では、人員体制づくりや部門の壁を越えた相互連携ルールの確立、接客機会を損失しないための仕組みづくりを強化しており、このような仕組みや考え方を標準化し、他の店舗へ横展開することにより、今後も、お客様の利便性向上とともに、業績改善に向けた対策に継続して取り組んでまいります。

また、これまでの既存オートバックス業態で行った売場改装のノウハウを活用し、今年度より「SAの収益改善」として、スーパーオートバックス店舗での売場改装に着手いたしました。スーパーオートバックスの強みを生かした売り場展開や、競合店舗との差別化を図るため、個店別の顧客属性やエリア特性に合わせた改装を行いました。今年度は19店舗で売場改装を実施し、改装後の店舗において、業績の改善がみられております。

「人材改革」においては、中期経営計画スタート時より注力している接客教育を継続的に実施しており、新店の従業員を中心に約1,000名に対して研修を実施いたしました。また、各地方事業所に接客教育担当を配置し、継続的に研修を進めております。さらに、店舗オペレーション改革の一環として、店長のマネジメント力向上を目的に、全店舗の店長に対する「戦略力強化研修」を開催いたしました。加えて、研修の対象を副店長まで広げ、店舗幹部のマネジメント力強化を図っております。

「新規出店」においては、お客様の利便性向上と、今まで以上に多くのお客様にご来店いただくことを目的に、今年度は新たに30店舗を出店いたしました。これまであまり出店してこなかった地域、例えば、カー用品店がない空白商圏や店舗間の隙間商圏への出店を推進しております。さらに、出店後の業績についても、店舗ごとの業績分析や検証から、課題の抽出を行い、次の出店に向けた対策を実施いたしました。また、店内什器やピット機材などについては、個別に見直しを行い、さらなるローコスト化を推進いたしました。

また、新たなサービス業態として、板金集中センターを3拠点（千葉県浦安市、埼玉県戸田市、福岡県福岡市）開設いたしました。将来の成長に向けた取り組みのひとつであり、オートバックスのブラン

ド力を最大限に発揮し、板金・塗装事業のモデル構築を目的に実験と検証を進めております。

平成24年度より本格的にスタートしました「CRM戦略の推進」につきましては、お客様の車に対する意識の変化と、今後の市場環境の動向を見据え、あらためてお客様とオートバックスグループとの関係を見直し、お客様とのつながりを強化するための取り組みを推進しております。この考えに基づき、お客様のライフスタイル、趣味、志向などのデータをもとに、お客様それぞれの要望に適したサービスや商品の提案、情報の提供を行うための新たな顧客システムの構築を進めてまいりました。

「Eコマースの強化」につきましては、インターネットを通じた販売が車関連の商品やサービスにおいても、今後さらに拡大するという想定のもと、オートバックスグループにとっても将来の成長を支える柱のひとつとして位置づけ、自社通販サイトの充実と機能強化に加え、楽天市場へ出店し、新たな販路拡大を行った結果、楽天市場での売上についても、当初の計画を上回っております。今後もインターネットを通じた販売に関して、実験と検証を進めてまいります。

その他といたしましては、お客様にとってお求めやすい価格で商品を提供することを目指した仕入の見直しや、お客様へ提供する商品・サービスの充実を図ることを目的とした車や車検の販売強化にも取り組んでまいりました。

海外事業においては、中国にて1店舗を出店、3店舗を退店し、マレーシアおよび台湾において各1店舗を出店するなど、ASEAN地域をはじめ、フランス、中国において、さらなる店舗の収益向上に努めてまいりました。特に、中国においては、2店舗の直営店にて店舗モデル構築に向けた実験と検証を進めてまいりました。今後も長期的な視点で検証を進めるとともに、従来の事業領域だけではなく視野を広げ、将来のさらなる収益拡大に取り組んでまいります。

②財務戦略

財務戦略では、将来の営業キャッシュ・フローの増大を図るため、主として国内における30店舗の新規出店など積極的な設備投資を行いました。平成25年度以降につきましても積極的な事業投資を行ってまいります。

また、資本効率の向上を目指し、株主還元強化の方針のもと、合計180万株、約72億円の自己株式の取得を実施いたしました。配当につきましても連結株主資本配当率(DOE)3%以上とする経営目標を念頭に置き、株主還元の強化を図るため、期末配当につきましては昨年度から6円増加の1株当たり81円とし、年間配当につきましては昨年度に比べ11円増加の1株当たり156円となる予定であります。

なお、当社は平成25年4月1日を効力発生日とした1株につき3株を割り当てる株式分割を実施いたしました。

③CSR・ガバナンス

オートバックスグループではCSR活動を重要な経営課題と位置づけており、環境に配慮した事業運営を目指し、昨年度の豊洲本社事業所でのISO14001認証取得に続き、地方事業所6カ所でも認証を取得いたしました。また、豊洲本社事業所を含め環境を意識した活動に継続的に取り組み、特に電気使用量やコピー用紙、廃棄物の削減については、目標を大幅に上回る削減を達成いたしました。今後も全社を挙げて環境に配慮した取り組みを継続してまいります。さらに、地域社会への貢献活動として本部・店舗において「オートバックスデー」を設定し、周辺地域の清掃活動を継続してまいりました。

また、リスクマネジメントの強化として、オートバックスグループにおけるリスクの管理、低減を目的に設置している、「リスクマネジメント委員会」の運営方法を見直しました。リスク対応の実効性や効率を高めるため、より現場に近い立場の執行役員の間でリスク内容およびその対応を共有できるよう、執行役員会議内で状況報告および討議を実施いたしました。さらに、昨年度施行された「暴力団排除条例」を受けて、引き続き反社会的勢力対策に取り組みました。子会社向けの「反社会的勢力対応マニュアル」の策定や、契約書への「暴排条項規定」の導入を既存取引先まで広げるなど、リスクマネジメントのさらなる強化を図りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に新規出店に係る建物、構築物及び土地の取得のほか、商品管理システムの開発・改訂などの情報システムその他に対し総額62億48百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ全体として上記設備投資を実行するための資金需要および運転資金需要等に対する借り換え等により資金調達を行いました。返済額が調達額を上回ったため、短期借入金、長期借入金および社債の残高が21億10百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

国内におけるカーアフターマーケットは、自動車保有台数の減少、節約志向の高まり、若年層の車離れなどにより縮小傾向が継続するものと予想しております。また、従来からの同業他社に加え、カーディーラー、タイヤ専門ショップ、ホームセンター、ネット事業者などが増えたことで競合環境も厳しくなり、縮小傾向にあるマーケットのシェア争いは一層激しくなっております。

そのような事業環境の中、オートバックスグループは、平成22年度に策定いたしました「オートバックス 2010 中期経営計画」の最終年度として、これまで取り組んで来た課題を成果につなげ、オートバックスグループの方針である「個店力の強化とシェアの拡大」を実現するとともに、次期に向けた新たな成長戦略を構築し、引き続き「クルマのことならオートバックス」を目指してまいります。財務戦略といたしましては、積極的な事業投資による営業キャッシュ・フローの創出と資本効率の向上に継続的に努めてまいります。また、事業活動における環境負荷を低減するなど社会貢献についても引き続き注力してまいります。

「オートバックス 2010 中期経営計画」の課題は以下のとおりであります。

「オートバックス 2010 中期経営計画」において、オートバックスグループが目指す姿

お客様視点から提供価値を再構築し、
「クルマのことならオートバックス」の実現を目指す

3つの提供価値

利便性

安心・信頼

良い商品・サービスの
より求めやすい価格

クルマのことなら  オートバックス

①事業戦略

国内事業におきましては、店舗収益率の向上を目指し平成22年度から実施してまいりました「既存店の改装」や「店長をはじめとした従業員の教育」も効果が現れており、引き続き店舗改装効果の最大化と従業員教育に注力してまいります。また、平成25年度はスーパーオートバックス業態51店舗の改装を実施し、「お客様にとって選びやすく、買いやすい売場」へのコンセプトはそのままに、スーパーオートバックスならではの楽しみやワクワク感を実現し、お客様に一層ご支持いただける店舗へと変革してまいります。さらに、一部の店舗において、接客からバックオフィス業務に至る店舗業務を見直し、店舗の生産性を高める取り組みを推進するとともに、その効果検証と改善結果を他の店舗へ展開することにより、一層の店舗収益率向上を図ってまいります。

市場シェア向上策といたしましては、引き続き積極的な新規出店と小規模商圈や隙間商圈でも出店を可能とする、店舗のローコスト化を継続的に実施してまいります。平成25年度におきましては、新規出店30店舗を目指してまいります。

また「個店力の強化とシェアの拡大」というオートバックスグループの方針のもと、お客様とのつながりを大切に、我々から積極的にお客様に近づくことにより、さらなる「利便性」を提供するとともに、直接店舗へお越しいただくことが出来ないお客様に対しても、インターネット通信販売による商品、サービスの提供を強化いたします。

さらに、お客様にとって身近なメンテナンス・ステーションとして車検、整備、板金などのサービスの充実や車買取・販売の拠点として、お客様の利便性の追求に引き続き取り組んでまいります。

海外事業におきましては、既存事業の収益改善に引き続き取り組むとともに、今後成長が見込めるASEAN地域を中心とした中期的な成長戦略の構築に注力してまいります。

②財務戦略

中期経営計画の方針に則り、既存店改革や新規出店など小売事業への積極的な投資により、営業キャッシュ・フローの増大を図るとともに、業績動向と財務の安定性を踏まえながら株主還元策に継続的に取り組むことにより、資本効率の向上に努めてまいります。なお、株主還元につきましては、連結株主資本配当率(DOE)3%以上を目標とした安定配当を基本方針としております。

③CSR活動強化

事業活動による環境負荷の低減としましては、かねてより進めておりますISO14001認証の取得については、豊洲本社事業所に続き、全事業拠点および東・西のロジスティクスセンターにおける取得、ならびにその取得に向けた調査に着手するほか、すでに取り組んでおります事業所内照明の間引きや待機電力の削減、適切な空調温度設定などCO₂削減に効果を発揮しており、今後におきましても引き続き環境負荷の低減に取り組んでまいります。

また、以前から実施しております従業員やその家族による、年に一度の富士山での清掃活動につきましても実施してまいります。

店舗においても環境に配慮した事業活動の強化を継続的に図ってまいります。

地域社会への貢献としましては、従来からも多くの店舗や事業所で取り組んでおります近隣清掃を全加盟店舗に拡大した「オートバックスデー」を継続するなど、地域のお客様や社会に役立つ活動をしてまいります。

当社グループでは、平成26年3月期を最終年度とする「オートバックス 2010 中期経営計画」において、ROE7%、連結営業利益160億円、連結株主資本配当率(DOE)3%以上を主な経営指標としております。しかしながら、昨今の事業環境の厳しさに加え、これまでの取り組みの成果が当初想定より遅れていることから、平成26年3月期の連結営業利益の計画を135億円、連結ROEの計画を5.8%とし、当初の目標であった連結営業利益160億円につきましては、次期中期経営計画において達成すべき目標として、引き続き追求してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第63期	第64期	第65期	第66期
	〔平成21.4.1から 平成22.3.31まで〕	〔平成22.4.1から 平成23.3.31まで〕	〔平成23.4.1から 平成24.3.31まで〕	〔平成24.4.1から 平成25.3.31まで〕
売 上 高 (百万円)	232,936	236,350	237,342	230,168
営 業 利 益 (百万円)	10,171	11,988	13,720	12,745
経 常 利 益 (百万円)	11,757	13,060	15,307	14,472
当 期 純 利 益 (百万円)	5,865	6,179	8,402	7,590
1株当たり当期純利益 (円)	161.97	177.97	252.85	(注) 81.22
総 資 産 (百万円)	210,652	207,794	217,948	205,526
純 資 産 (百万円)	151,852	147,962	146,193	143,301
自 己 資 本 比 率 (%)	71.9	71.0	66.8	69.5
連結株主資本純利益率[ROE] (%)	3.8	4.1	5.7	5.3
連 結 配 当 性 向 (%)	77.2	75.9	57.3	64.0(予定)
連結株主資本配当率[DOE] (%)	3.0	3.2	3.3	3.4(予定)

(注) 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の分割を行っております。

当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、第65期の期首において当該株式分割が行われたと仮定して算定した第65期の1株当たり当期純利益は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益 (円) 84.28

②当社の財産および損益の状況

区 分	第63期	第64期	第65期	第66期
	[平成21.4.1から 平成22.3.31まで]	[平成22.4.1から 平成23.3.31まで]	[平成23.4.1から 平成24.3.31まで]	[平成24.4.1から 平成25.3.31まで]
売 上 高 (百万円)	190,938	194,715	195,601	187,298
営 業 利 益 (百万円)	10,539	11,749	13,590	13,735
経 常 利 益 (百万円)	11,470	12,437	15,148	15,231
当 期 純 利 益 (百万円)	6,162	7,876	8,835	8,659
1株当たり当期純利益 (円)	170.14	226.79	265.80	(注) 92.64
資 本 金 (百万円)	33,998	33,998	33,998	33,998
発 行 済 株 式 総 数 (株)	37,454,204	37,454,204	34,251,605	32,650,035
総 資 産 (百万円)	208,970	207,298	208,930	196,532
純 資 産 (百万円)	151,691	149,692	148,381	146,298

(注)当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の分割を行っております。

当事業年度の発行済株式総数については、株式分割前のものを表示しておりますが、当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、第65期の期首において当該株式分割が行われたと仮定して算定した第65期の1株当たり当期純利益は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益 (円) 88.60

(6) 企業集団の主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

当社グループは、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、車の販売・買取およびローンクレジット事業を行っております。さらにオートバックスグループへの店舗設備のリース、コンサルティング業、事務処理代行業、および損害保険代理店業を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけおよび事業部門との関連は次のとおりであります。

区 分	主 要 な 事 業 内 容
卸 売 部 門	フランチャイズチェーン加盟店に対してカー用品などを卸売しております。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクスなどであります。
小 売 部 門	主に一般消費者に対してカー用品等の販売および取付サービスならびに車の整備、車検を行っております。主要な店舗ブランド名としましては、オートバックス、スーパーオートバックス、オートバックスセコハン市場であります。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクスなどであります。
そ の 他	主にフランチャイズチェーン加盟法人に対する不動産や店舗設備のリース収入などあります。

(7) 当社の主要な事業所 (平成25年3月31日現在)

本 社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	
事 業 部	北日本事業部	仙台市泉区
	関東事業部	千葉県市川市
	中部事業部	名古屋市名東区
	関西事業部	大阪市北区
	南日本事業部	福岡市博多区
流 通 セ ン タ ー	東日本ロジスティクスセンター	千葉県市川市
	西日本ロジスティクスセンター	兵庫県三木市

(8) 重要な子会社の状況(平成25年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オートボックス北海道	札幌市 西区	100百万円	100.0%	自動車用品 小売業
オートボックスフランス S.A.S.	フランス ピエールレー	31,888千 ユーロ	100.0%	自動車用品 小売業
株式会社オートボックスフィナンシャルサービス	東京都 江東区	15百万円	100.0%	リース業

(注) 株式会社オートボックス北海道は、平成24年4月1日付で株式会社イー・エム・シーより商号変更しております。

(9) 重要な関連会社の状況(平成25年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ピューマ	富山県 射水市	33百万円	31.5%	自動車用品 小売業
株式会社ファナス	東京都 港区	200百万円	25.0%	自動車用品 小売業
株式会社バッファロー	埼玉県 川口市	510百万円	24.2%	自動車用品 小売業

(10) 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

(単位:名)

主な部門の名称	使用人数	前連結会計年度比増減
卸 売 部 門	686 (17)	143 (0)
小 売 部 門	3,525 (1,010)	48 (△ 141)
全 社 (共 通)	470 (21)	21 (3)
合 計	4,681 (1,048)	212 (△ 138)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者は除いております。
 2. 臨時雇用者数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,180名	120名	42.0歳	14.0年

(11) 主要な借入先および借入額 (平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,222
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,968
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,400

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成21年に米国で提起され係争中であった訴訟が解決いたしましたので、次のとおり報告申し上げます。

AUTOBACS STRAUSS INC. ならびに 1945 Route 23 Associates, Inc. 及び R&S Parts and Service, Inc. (以下併せて「原告ら」といいます。) より米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦地方裁判所に提起された当社に対する損害賠償請求訴訟に関して、当社と原告らとの間で締結した和解契約 (以下「本和解契約」) が上記裁判所により承認され、その効力が発生いたしました。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

原告らは、平成21年12月11日付で米国デラウェア連邦倒産裁判所に、同月17日付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所に、それぞれ当社に対する損害賠償請求訴訟 (以下併せて「本訴訟」といいます。) を提起しました。

当社は、これまで本訴訟への対応を進めてまいりましたが、今後も訴訟を継続した場合の費用等の諸要素を総合的に勘案した結果、平成25年3月29日 (米国東部時間) に原告らと和解することに合意し、本和解契約書を締結いたしました。

2. 和解の内容

和解の主たる内容は以下のとおりです。

- ①当社は、原告らに対し、8.5百万米ドルを支払います。
- ②AUTOBACS STRAUSS INC. の米国デラウェア連邦倒産裁判所に係属中の倒産手続における当社の届出債権は、全額が認められないものとして扱われます。

3. 和解の効力発生

本和解契約に関して、平成25年4月23日 (米国東部時間) に米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦倒産裁判所からそれぞれ承認命令が発付され、5月8日 (米国東部時間) に和解契約が発効しております。本和解契約に基づき、当社は原告らに対し、8.5百万米ドルを平成25年5月10日に支払っております。

なお、本和解契約に基づく現金支払等につきましては、平成26年3月期以降の連結業績に与える影響は軽微であります。

2. 会社の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	109,402,300株
②発行済株式の総数	32,650,035株 (自己株式 1,800,747株含む)
③株主数	15,973名
④大株主の状況(上位10位)	

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社スミノホールディングス	4,680	15.17
いちごトラスト	2,388	7.74
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブアカウント アメリカン クライアント	1,605	5.20
公益財団法人在宅医療助成 勇美記念財団	1,330	4.31
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー	1,293	4.19
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,136	3.68
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,096	3.55
株式会社スミショウホールディングス	800	2.59
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシーリ ユーエスタックス エグゼンプテッドペンションファンズ	660	2.13
全国共済農業協同組合連合会	652	2.11

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
 2. 持株数は千株未満を、また、持株比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
 3. 上記大株主の状況に記載のあるいちごトラストは株主名簿上の名義であり、その株式の実質所有者はいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドであることを確認しております。
 4. 三井住友信託銀行株式会社他2社の共同保有者から、金融商品取引法第27条の26第2項に基づき、平成24年7月5日付変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成25年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 その変更報告書の内容は、次のとおりであります。
 大量保有者名 三井住友信託銀行株式会社他2社の共同保有
 保有株式数 1,225千株(保有割合 3.75%)

5. いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド他1社の共同保有者から金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、平成24年11月2日付変更報告書が関東財務局長に提出されております。その変更報告書の内容は、次のとおりであります。
- 大量保有者名 いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド他1社の共同保有
保有株式数 2,388千株 (保有割合 7.32%)
6. フィデリティ投信株式会社他1社の共同保有者から、金融商品取引法第27条の26第1項に基づく平成24年11月7日付大量保有報告書が関東財務局長に提出され、また、当該大量保有者より、金融商品取引法第27条の26第2項に基づく平成25年4月4日付変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成25年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、前記大株主の状況には含めておりません。上記の大量保有報告書および変更報告書の内容は、次のとおりであります。
- 【大量保有報告書】
大量保有者名 フィデリティ投信株式会社他1社の共同保有
保有株式数 1,632千株 (保有割合 5.00%)
- 【変更報告書】
大量保有者名 フィデリティ投信株式会社他1社の共同保有
保有株式数 1,430千株 (保有割合 4.38%)
7. シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、平成24年12月6日付変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成25年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、前記大株主の状況には含めておりません。その変更報告書の内容は、次のとおりであります。
- 大量保有者名 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー
保有株式数 2,399千株 (保有割合 7.35%)

⑤その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等および保有

(単位:株)

前事業年度末における保有自己株式	1,601,570・・・①	
取得	単元未満株式の買取による取得 (取得価額の総額 2,788千円)	747・・・②
	会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得	1,800,000・・・③ (取得価額の総額 7,193,047千円)
消却	1,601,570・・・④ (処分価額の総額 5,463,763千円)	
当事業年度末における保有自己株式	1,800,747 (①+②+③-④)	

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	湧 田 節 夫	社長執行役員 チェン本部長
取 締 役	経 森 康 弘	副社長執行役員 チェン副本部長
取 締 役	森 本 弘 徳	専務執行役員 経営管理統括
取 締 役	田 村 達 也	株式会社グローバル経営研究所 代表取締役 公益社団法人日本経済研究センター 監事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 代表理事 株式会社新生銀行 社外監査役
取 締 役	服 部 範 雄	公益社団法人日本防犯設備協会 代表理事 エステート24ホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	松 村 晃 行	常務執行役員 店舗販売企画統括 兼 IFRS担当
取 締 役	小 林 喜夫巳	常務執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当
取 締 役	島 崎 憲 明	国際財務報告基準財団 IFRS評議員 住友商事株式会社 特別顧問 公益財団法人財務会計基準機構 理事 日本証券業協会 公益理事 自主規制会議議長
常勤監査役	井 手 秀 博	
常勤監査役	清 原 敏 樹	
監 査 役	池 永 朝 昭	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 ムーディーズ・ジャパン株式会社 独立監督委員 ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監督委員
監 査 役	坂 倉 裕 司	リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動はございません。
2. 取締役のうち田村達也、服部範雄および島崎憲明の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち清原敏樹、池永朝昭および坂倉裕司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役のうち田村達也、服部範雄および島崎憲明、また監査役のうち清原敏樹、池永朝昭および坂倉裕司の計6氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所に届出を行った独立役員であります。
5. 監査役に、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が2名おります。監査役井手秀博は、当社において経理部長および経理・財務統括執行役員等を歴任しました。また、社外監査役坂倉裕司は、総合商社において長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有しております。

②取締役および監査役の報酬等

a. 取締役報酬等

i. 取締役報酬の方針

フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材をオートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

ii. 報酬の構成

当社の取締役に対する報酬は、基本報酬である「固定報酬」と業績や株価の変動など、複数の評価指標によって変動する「業績連動報酬」により構成されます。

ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみを支給しております。

iii. 業績連動報酬

業績連動報酬は、中期および短期の業績、成果に基づき支給するものであり、年度業績や株価の変動、また個人の役割に応じた成果、功績の評価に基づき、業績連動報酬額が決定されません。

業績連動報酬の変動幅は、固定報酬の0～140%とし、目標達成度が100%の場合における固定報酬と業績連動報酬の割合は、60：40となるように設計しております。

ii. 客観性、透明性の確保

当社の取締役報酬は、以下により、客観性、透明性の確保に努めております。

- ・「役員報酬方針」に基づき、社外取締役を委員長とした、社外取締役全員および代表取締役で構成する「ガバナンス委員会」において、報酬の体系および水準等を検討し、取締役会に答申し決定しております。
- ・第三者機関が蓄積したデータベースから同業あるいは同規模の他企業の報酬水準と比較して、その合理性を判断し決定しております。

b. 監査役報酬等

当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役との協議により決定しております。

なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしております。

c. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		報酬等の 総額 (百万円)
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給見込額 (百万円)	
取 締 役	8	199	5	39	238
うち社外取締役	3	36	—	—	36
監 査 役	4	61	—	—	61
うち社外監査役	3	40	—	—	40
合 計	12	260	5	39	299

- (注) 1. 取締役報酬限度額：年額480百万円(平成18年6月28日定時株主総会決議)
 2. 監査役報酬限度額：年額120百万円(平成18年6月28日定時株主総会決議)
 3. 上記「業績連動報酬」は、第67期中に支給予定の第66期業績連動報酬の支給見込額を記載しております。したがって、社内取締役の「報酬等の総額」および「合計」は支給予定額となります。
 4. 上記のほか、第65期の業績連動報酬として、社内取締役5名に対し、123百万円を支払っております。

③社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社の関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社の関係
社外取締役	田村達也	株式会社グローバル経営研究所	代表取締役	なし
		公益社団法人日本経済研究センター	監事	なし
		特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	代表理事	当社は当該法人の賛助会員
		株式会社新生銀行	社外監査役	なし
社外取締役	服部範雄	公益社団法人日本防犯設備協会	代表理事	当社は当該法人の賛助会員
		エステート24ホールディングス株式会社	社外取締役	なし
社外取締役	島崎憲明	国際財務報告基準財団	IFRS評議員	なし
		住友商事株式会社	特別顧問	なし
		公益財団法人財務会計基準機構	理事	なし
		日本証券業協会	公益理事 自主規制会議議長	なし
社外監査役	清原敏樹			
社外監査役	池永朝昭	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	パートナー 弁護士	なし
		ムーディーズ・ジャパン株式会社	独立監督委員	なし
		ムーディーズSFジャパン株式会社	独立監督委員	なし
社外監査役	坂倉裕司	リレーションズJAPAN株式会社	代表取締役	なし

- (注) 1. 取締役の田村達也氏は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの代表理事を兼職しておりますが、当社は、当該法人が主催するガバナンス等に関する各種セミナーやイベントに参加することにより当社のガバナンスの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。当期における同法人への年会費は100万円未満であり、当社の「社外役員の独立性要件」(22頁ご参照)に定める、「取引の対価の支払い額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%未満」の基準を満たしております。
2. 取締役の服部範雄氏は、公益社団法人日本防犯設備協会の代表理事を兼職しておりますが、当該法人が提供する店舗における侵入窃盗や万引き等の防犯対策に係る情報および指導を得ることにより、当社グループのリスクマネジメントの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。当期における同法人への年会費は100万円未満であり、当社の「社外役員の独立性要件」(22頁ご参照)に定める、「取引の対価の支払い額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%未満」の基準を満たしております。

b. 主要取引先等特定関係業者との関係

該当ありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

1. 出欠状況

区分	氏名	取締役会			監査役会		
		定例 (12回)	臨時 (8回)	出席率	定例 (12回)	臨時 (3回)	出席率
取締役	田村達也	12回	8回	100.0%			
	服部範雄	12回	8回	100.0%			
	島崎憲明	12回	8回	100.0%			
監査役	清原敏樹	11回	7回	90.0%	12回	3回	100.0%
	池永朝昭	10回	8回	90.0%	10回	3回	86.7%
	坂倉裕司	12回	8回	100.0%	11回	3回	93.3%

2. 活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	田村達也	財務およびコーポレート・ガバナンスに関する高い見識と社外取締役としての豊富な経験に基づき、適時、発言を行うなど、監督機能を発揮しております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	服部範雄	反社会的勢力排除を含むリスクマネジメントや危機管理ならびに海外事情に関する豊富な経験や見識に基づき、適時、発言を行うなど、監督機能を発揮しております。また、ガバナンス委員会の委員を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	島崎憲明	経理、財務に関する高い見識と、企業経営者としての幅広くかつ豊富な経験に基づき、適時、発言を行うなど、監督機能を発揮しております。また、ガバナンス委員会の委員を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
監査役	清原敏樹	営業、企画、決算管理、ならびに経営者としての豊富な経験に基づき、独立した立場から、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	池永朝昭	法律家としての専門知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	坂倉裕司	財務・会計に関する高い見識に基づき、独立した立場から、必要に応じて説明を求め、適時、発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。

d. 責任限定契約の内容の概要

イ.当社は、社外取締役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める下記a)およびb)の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

ロ.当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める下記a)およびb)の金額の合計金額のいずれか高い額となります。

a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。

b) 当社の新株予約権(会社法第2条第21号)を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

e. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当ありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84	百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるオートボックスフランスS.A.S.は、デロイト アンド アソシエの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、社内経理研修およびIFRS（国際財務報告基準）対応のための助言・指導についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、または監督官庁から行政処分として戒告以上の処分を受けた場合、解任および不再任についての検討を行うことといたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門を中心に、リスク管理体制の整備を含む内部統制システムの構築および運用を行っております。

平成24年度は、特に以下のリスク管理体制、コンプライアンス体制および子会社統制について重点的に取り組み、強化を図りました。

- ① リスクマネジメント活動の実効性・効率性を高めるため、リスクマネジメント委員会の運営方法見直しと運用開始
- ② インサイダー取引規制に関する勉強会開催と教育プログラム導入準備
- ③ 子会社における反社会的勢力対応体制の整備と勉強会開催
- ④ 店舗子会社指導機能集約・強化のため、各事業部配下へ「店舗子会社運営部」の設置
- ⑤ 子会社社長会開催による、方針、重要事項等の徹底

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査役および内部監査部門は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

現在の「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、会社法第362条第5項および同法同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定します。

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任に努める。
- 2) 取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役、役付執行役員の指名および報酬ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
- 3) 役員および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- 4) コンプライアンスに係る規程を定め、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
- 5) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- 6) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」(グループ内通報制度) を設置する。
- 7) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 8) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
- 9) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、「執行役員会議」その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- 2) 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会がリスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
- 3) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機管理対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- 4) 監査役および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- 2) 取締役会は、執行役員の合意形成の場として「経営会議」を設置する。経営会議は、取締役会付議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
- 3) 取締役会は中期経営計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- 4) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- 5) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた連結グループの職務の執行を統括する。また、執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、フランチャイズチェーンを含むオートバックスグループとの緊密な連携に努め、また、子会社を含めた企業集団（以下、連結グループ）に対してコンプライアンス推進活動を実施し、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づく適法かつ公正な事業活動を行わせる。
- 2) 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定する。
- 3) 連結グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則およびその他の社会規範に照らし、適正に行う。
- 4) 当社は、当社と子会社間の情報伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
- 5) 監査役および内部監査部門は、連結グループの業務の適正性について監査する。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社では、監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

⑦前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事考課は監査役会が行い、人事異動については、監査役と取締役が協議する。

⑧取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役および執行役員は、その担当業務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- 2) 取締役、執行役員および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が連結グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

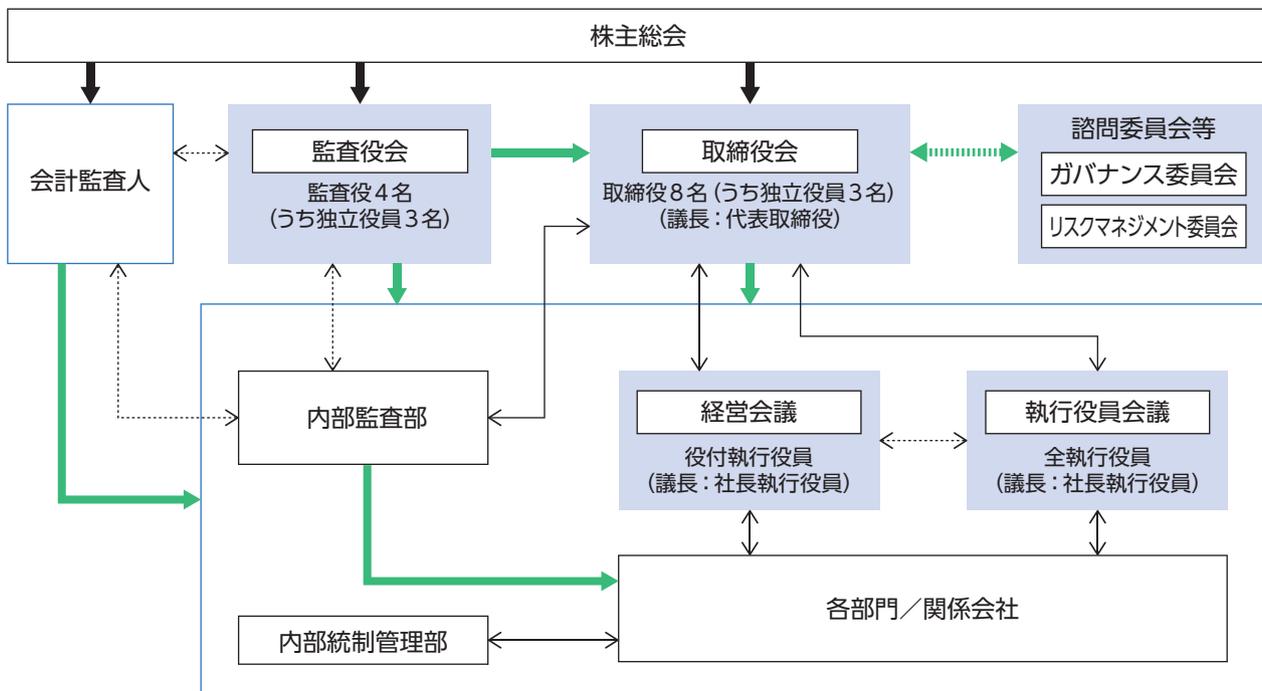
⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- 2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門および連結グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
- 3) 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- 4) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

経営・業務執行体制

(平成25年4月1日現在)

➡ 選任
 ➡ 監督、監査
 ⋯➡ 諮問、答申、提言
 ➡ 指揮・命令、報告
 ⋯➡ 連携



【ガバナンス委員会】

- 委員 長：社外取締役（独立役員）
- 委 員：社外取締役（独立役員）2名
および代表取締役
- オブザーバー：社外監査役（独立役員）3名
- 役 割：取締役会に対する次の事項に関する答申
または提言
 - ・役員および役付執行役員候補者
 - ・取締役および執行役員の報酬体系
 - ・ガバナンスに関わるその他の事項

【リスクマネジメント委員会】

- 委員 長：代表取締役社長執行役員
- 委 員：取締役兼務執行役員
内部統制・法務担当執行役員
- オブザーバー：社外取締役（独立役員）3名
全監査役
- 役 割：リスクマネジメントの円滑、適正な推進

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(2) 会社支配に関する方針

当社は、平成22年3月25日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」につき、以下のとおり、決定しております。

当社は、昭和49年にオートボックス第1号店を出店して以来、一貫してオートボックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートボックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「クルマのことならオートボックス」とお客様からの支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでおります。

今後につきましても、オートボックスフランチャイズチェーンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

したがいまして、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートボックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。当社の利益配分の考え方は、事業継続に必要な手元流動性を確保しつつ、連結株主資本配当率 (DOE) 3%以上を目標とし、業績の状況および財務の安定性を勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を基本方針としております。

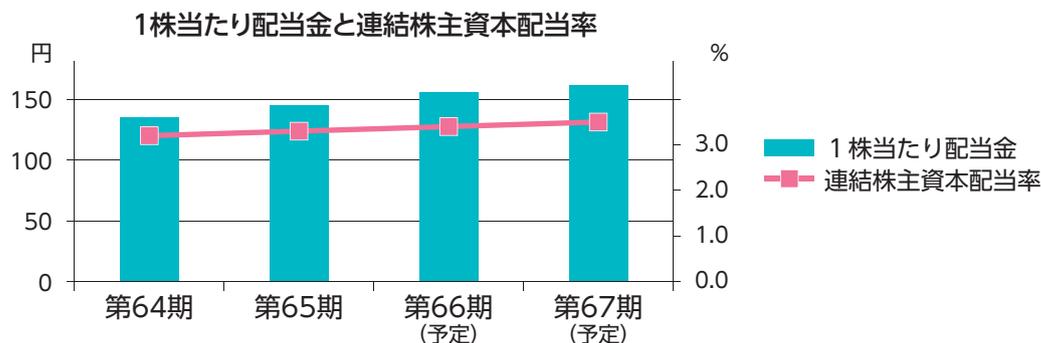
期末配当につきましては、株主還元の強化を図るため、昨年同期から6円増加の1株当たり81円とし、年間配当につきましては昨年度に比べ11円増加の1株当たり156円の配当となる予定であります。この結果、連結株主資本配当率 (DOE) は3.4%となります。

次期につきましては、業績予想を勘案して中間・期末ともに1株当たり27円の年間54円の配当 (1株につき3株を割り当てた株式分割後で記載) を実施する予定であります。

直近3連結会計年度における配当と自己株式の取得の実施状況

※第66期定時株主総会における剰余金の処分の件に係る議案が可決されることを想定した数値

	第64期 〔平成22.4.1から 平成23.3.31まで〕	第65期 〔平成23.4.1から 平成24.3.31まで〕	第66期 (予定) 〔平成24.4.1から 平成25.3.31まで〕
1株当たり配当金(年間)	135円	145円	156円
配当金総額(年間)	4,623百万円	4,758百万円	4,812百万円
連結配当性向	75.9%	57.3%	64.0%
自己株式の取得額	5,232百万円	5,463百万円	7,195百万円
総還元性向	159.5%	121.6%	158.2%



MEMO

招集し通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

MEMO content area with horizontal dashed lines for writing.

第66期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第66期 連結計算書類

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	127,202	流動負債	45,020
現金及び預金	48,197	支払手形及び買掛金	21,647
受取手形及び売掛金	24,748	短期借入金	2,124
リース投資資産	12,361	1年内償還予定の社債	70
有価証券	1,000	リース債務	111
商品	16,576	未払金	12,153
繰延税金資産	1,950	未払法人税等	2,578
短期貸付金	176	ポイント引当金	465
未収入金	20,089	事業再構築引当金	988
その他	2,331	その他	4,880
貸倒引当金	△ 228	固定負債	17,204
固定資産	78,324	社債	65
有形固定資産	41,453	長期借入金	6,083
建物及び構築物	14,429	リース債務	1,401
機械装置及び運搬具	990	繰延税金負債	64
工具、器具及び備品	2,425	退職給付引当金	221
土地	22,919	役員退職慰労引当金	195
リース資産	435	資産除去債務	1,980
建設仮勘定	252	その他	7,193
無形固定資産	5,459	負債合計	62,225
のれん	867	(純資産の部)	
リース資産	7	株主資本	141,484
ソフトウェア	3,845	資本金	33,998
その他	738	資本剰余金	34,278
投資その他の資産	31,411	利益剰余金	80,438
投資有価証券	7,756	自己株式	△ 7,230
長期貸付金	280	その他の包括利益累計額	1,377
繰延税金資産	3,582	その他有価証券評価差額金	1,271
差入保証金	18,618	為替換算調整勘定	105
その他	5,172	少数株主持分	439
貸倒引当金	△ 3,999	純資産合計	143,301
資産合計	205,526	負債・純資産合計	205,526

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		230,168
売 上 原 価		154,438
売 上 総 利 益		75,729
販売費及び一般管理費		62,984
営 業 利 益		12,745
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	133	
受 取 配 当 金	41	
持分法による投資利益	68	
受 取 手 数 料	437	
情 報 機 器 賃 貸 料	1,201	
為 替 差 益	534	
そ の 他	2,031	4,448
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	122	
情 報 機 器 賃 貸 費 用	1,143	
固 定 資 産 除 却 損	153	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	477	
そ の 他	824	2,721
経 常 利 益		14,472
特 別 損 失		
減 損 損 失	88	
投資有価証券売却損	467	556
税金等調整前当期純利益		13,915
法人税、住民税及び事業税	5,912	
法 人 税 等 調 整 額	435	6,347
少数株主損益調整前当期純利益		7,568
少 数 株 主 損 失		21
当 期 純 利 益		7,590

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日 期首残高	33,998	34,278	83,074	△ 5,496	145,854
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 4,762		△ 4,762
当期純利益			7,590		7,590
自己株式の取得				△ 7,198	△ 7,198
自己株式の消却			△ 5,463	5,463	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 2,635	△ 1,734	△ 4,370
平成25年3月31日 期末残高	33,998	34,278	80,438	△ 7,230	141,484

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成24年4月1日 期首残高	51	△ 281	△ 229	567	146,193
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 4,762
当期純利益					7,590
自己株式の取得					△ 7,198
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,219	387	1,606	△ 128	1,478
連結会計年度中の変動額合計	1,219	387	1,606	△ 128	△ 2,892
平成25年3月31日 期末残高	1,271	105	1,377	439	143,301

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 35社（新規3社 除外4社）
 - (2) 主要な連結子会社の名称

株式会社オートボックス北海道	オートボックスフランス S. A. S.
株式会社オートボックスフィナンシャルサービス	
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数 7社
 - (2) 主要な持分法適用関連会社の名称

株式会社ピューマ	株式会社ファナス
株式会社バッファロー	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が連結決算日と異なる海外子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

卸売部門	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
小売部門	主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）

店舗用建物及び構築物	主として定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。当社グループが独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。
建物及び構築物	3～20年
上記以外のもの	
建物及び構築物	3～45年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～20年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社グループにおける利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内連結会社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員の退職金制度を見直し、一部を除き平成 17 年 4 月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引に係る収益の計上基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。その結果発生する換算差額は、純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建買掛金

③ ヘッジ方針及びヘッジ有効性
評価の方法

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高及び予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20 年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、店舗用建物及び構築物を除き、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表)

「資産除去債務」の表示方法は、従来、「流動負債」の「資産除去債務」(前連結会計年度 21 百万円)として表示しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「その他」(当連結会計年度 3 百万円)に含めて表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	31 百万円
	土地	242 百万円
	計	273 百万円
担保に係る債務	買掛金	60 百万円
	短期借入金	399 百万円
	長期借入金	173 百万円
	計	632 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		41,262 百万円
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。		

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失(百万円)
店舗	旧)上海滬太路店 (中国上海市)	建物等	31
店舗	旧)オートボックス吹田泉町店 (大阪府吹田市)	工具、器具及び 備品等	8
賃貸資産	旧)オートハローズ滝川店 (北海道滝川市)	土地	29
賃貸資産	オートボックス焼津店テナント (静岡県焼津市)	建物等	19

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産及び賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落した事業所や退店が決まった店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として 88 百万円計上しております。

減損損失の内訳は、建物等 51 百万円、土地 29 百万円および工具、器具及び備品等 8 百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しております。使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト (WACC) 10.02% を使用しております。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 32,650,035 株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,448	75	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	2,313	75	平成24年9月30日	平成24年12月10日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,498	利益剰余金	81	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日

〔金融商品に関する注記〕

- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らし、必要に応じて主に銀行借入によって資金を調達しております。また、一時的な待機資金は主に安全性の高い金融資産で運用しております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、上場株式を含む其他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
長期貸付金はフランチャイズチェーン加盟法人に対するものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。
当社グループの店舗建物は、ほとんどが独自の仕様であり、貸主より賃借し、フランチャイズチェーン加盟法人へ転貸しております。差入保証金の主なものは、当該契約に基づき貸主に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。
リース投資資産の主なものは、上記店舗建物のうち、当社が所有する資産をフランチャイズチェーン加盟法人へリースしているものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
借入金、社債は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的債券、その他有価証券のうち社債等の債券については、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、為替や金利等の変動リスクについては金額の重要性が軽微であるため、記載を省略しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、そのほとんどがグループファイナンス制度によって当社からの資金調達を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	48,197	48,197	—
(2)受取手形及び売掛金	24,748		
貸倒引当金 ※1	△ 213		
	24,535	24,519	△ 15
(3)リース投資資産 ※2	12,196	14,594	2,398
(4)有価証券及び投資有価証券	8,253	7,650	△ 602
(5)短期貸付金	176	181	5
(6)未収入金	20,089	20,089	—
(7)長期貸付金	280		
貸倒引当金 ※1	△ 48		
	231	233	2
(8)差入保証金	18,618		
貸倒引当金 ※1	△ 101		
	18,516	17,467	△ 1,049
資産計	132,196	132,934	738
(1)支払手形及び買掛金	21,647	21,647	—
(2)短期借入金	2,124	2,140	15
(3)1年内償還予定の社債	70	70	0
(4)リース債務(流動負債)	111	192	80
(5)未払金	12,153	12,153	—
(6)未払法人税等	2,578	2,578	—
(7)社債	65	64	△ 0
(8)長期借入金	6,083	6,103	20
(9)リース債務(固定負債)	1,401	1,804	403
負債計	46,235	46,756	521

※ 1. 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※ 2. 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額 164 百万円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) リース投資資産、(5) 短期貸付金、(7) 長期貸付金、(8) 差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(4) リース債務（流動負債）、(8) 長期借入金、(9) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 1年内償還予定の社債、(7) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	504

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 1,544円08銭
2. 1株当たり当期純利益 81円22銭

当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

〔重要な後発事象〕

1. 株式分割

平成25年2月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割しております。

平成25年4月1日をもって普通株式1株につき3株に分割いたしました。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式 65,300,070株

(2) 分割方法

平成25年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

2. 自己株式取得の決議

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、実施しております。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元強化を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	3,000,000 株 (上限)
③株式の取得価額の総額	5,000 百万円 (上限)
④取得期間	平成 25 年 5 月 13 日から平成 26 年 2 月 20 日まで

3. 自己株式消却の決議

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	5,000,000 株
(3) 消却予定日	平成 25 年 5 月 16 日

4. 重要な係争事件の解決

AUTOBACS STRAUSS INC. ならびに 1945 Route 23 Associates, Inc. 及び R&S Parts and Service, Inc. (以下併せて「原告ら」といいます。)より米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦地方裁判所に提起された当社に対する損害賠償請求訴訟に関して、当社と原告らとの間で締結した和解契約 (以下「本和解契約」) が上記裁判所により承認され、その効力が発生いたしました。

(1) 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

原告らは、平成 21 年 12 月 11 日付で米国デラウェア連邦倒産裁判所に、同月 17 日付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所に、それぞれ当社に対する損害賠償請求訴訟 (以下併せて「本訴訟」といいます。) を提起しました。

当社は、これまで本訴訟への対応を進めてまいりましたが、今後も訴訟を継続した場合の費用等の諸要素を総合的に勘案した結果、平成 25 年 3 月 29 日 (米国東部時間) に原告らと和解することに合意し、本和解契約書を締結いたしました。

(2) 和解の内容

和解の主たる内容は以下のとおりです。

- ①当社は、原告らに対し、8.5 百万米ドルを支払います。
- ②AUTOBACS STRAUSS INC. の米国デラウェア連邦倒産裁判所に係属中の倒産手続における当社の届出債権は、全額が認められないものとして扱われます。

(3) 和解の効力発生

本和解契約に関して、平成 25 年 4 月 23 日 (米国東部時間) に米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦倒産裁判所からそれぞれ承認命令が発付され、5 月 8 日 (米国東部時間) に和解契約が発効しております。本和解契約に基づき、当社は原告らに対し、8.5 百万米ドルを平成 25 年 5 月 10 日に支払っております。

なお、本和解契約に基づく現金支払等については、平成 26 年 3 月期以降の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

第66期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第66期 計算書類

自 平成24年4月 1 日
至 平成25年3月31日

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	106,149	流動負債	34,031
現金及び預金	44,640	買掛金	19,838
受取手形	242	短期借入金	1,280
売掛金	19,826	リース負債	252
リース投資資産	18,675	未払金	4,117
有価証券	1,000	未払費用	698
商前払費用	5,259	未払法人税等	2,311
繰延税金資産	981	前受り金	32
短期貸付金	389	預り金	4,355
未収入金	6,161	前受り収益	250
その他の引当金	8,574	ポイント引当金	30
貸倒引当金	609	事業再構築引当金	860
	△ 213	その他の	2
固定資産	90,382	固定負債	16,202
有形固定資産	31,367	長期借入金	5,624
建物	6,463	リース負債	2,102
構築物	995	預り保証金	7,451
機械及び装置	568	資産除去債	997
車両運搬具	22	その他の	26
工具、器具及び備品	397		
土地	22,680		
建設仮勘定	238		
無形固定資産	4,359	負債合計	50,233
借地権	641		
ソフトウェア	3,707	(純資産の部)	
その他の引当金	11	株主資本	145,036
投資その他の資産	54,655	資本金	33,998
投資有価証券	6,352	資本剰余金	34,278
関係会社株式	15,282	資本準備金	34,278
長期貸付金	280	利益剰余金	83,955
関係会社長期貸付金	11,394	利益準備金	1,296
破産更生債権等	3,812	その他利益剰余金	82,658
長期前払費用	1,024	事業拡張積立金	665
繰延税金資産	2,628	資産圧縮積立金	746
差入保証金	18,079	別途積立金	76,350
その他の引当金	42	繰越利益剰余金	4,897
投資損失引当金	△ 278	自己株式	△ 7,195
貸倒引当金	△ 3,963	評価・換算差額等	1,261
		その他有価証券評価差額金	1,261
資産合計	196,532	純資産合計	146,298
		負債・純資産合計	196,532

招集し通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		187,298
売 上 原 価		146,370
売 上 総 利 益		40,927
販売費及び一般管理費		27,192
営 業 利 益		13,735
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	222	
有 価 証 券 利 息	34	
受 取 配 当 金	803	
受 取 手 数 料	176	
為 替 差 益	537	
情 報 機 器 賃 貸 料	1,675	
そ の 他	591	4,040
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	104	
情 報 機 器 賃 貸 費 用	1,619	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	477	
そ の 他	342	2,544
経 常 利 益		15,231
特 別 損 失		
減 損 損 失	57	
投資有価証券売却損	467	
関係会社株式評価損	389	
投資損失引当金繰入額	242	1,156
税引前当期純利益		14,074
法人税、住民税及び事業税	5,448	
法人税等調整額	△ 32	5,415
当 期 純 利 益		8,659

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
				事業拡張積立金	資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成24年4月1日 期首残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	746	76,350	6,464	85,522
事業年度中の変動額									
資産圧縮積立金の取崩						△ 0		0	－
剰余金の配当								△ 4,762	△ 4,762
当期純利益								8,659	8,659
自己株式の取得									
自己株式の消却								△ 5,463	△ 5,463
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△ 0	－	△ 1,566	△ 1,566
平成25年3月31日 期末残高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	746	76,350	4,897	83,955

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成24年4月1日 期首残高	△ 5,463	148,335	45	45	148,381
事業年度中の変動額					
資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△ 4,762			△ 4,762
当期純利益		8,659			8,659
自己株式の取得	△ 7,195	△ 7,195			△ 7,195
自己株式の消却	5,463	－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,216	1,216	1,216
事業年度中の変動額合計	△ 1,732	△ 3,299	1,216	1,216	△ 2,082
平成25年3月31日 期末残高	△ 7,195	145,036	1,261	1,261	146,298

招集し通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①卸売部門

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②小売部門

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

①店舗用建物及び構築物

当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

建 物
構 築 物

3～20年

3～20年

②上記以外のもの

建 物
構 築 物

3～45年

3～30年

機 械 及 び 装 置
工 具、器 具 及 び 備 品

5～15年

2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計算基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して計上しております。

(3) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当事業年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、投資金額及び債権金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	68,202 百万円
仕入高	8,256 百万円
その他の営業取引	2,142 百万円

(2) 営業取引以外の取引高

2,999 百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失(百万円)
店舗	旧) オートボックス吹田泉町店 (大阪府吹田市)	工具、器具及び備品等	8
賃貸資産	旧) オートハローズ滝川店 (北海道滝川市)	土地	29
賃貸資産	オートボックス焼津店テナント (静岡県焼津市)	建物等	19

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産及び賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落した事業所や退店が決まった店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として57百万円計上しております。

減損損失の内訳は、建物等19百万円、土地29百万円および工具、器具及び備品等8百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

正味売却価額は不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しております。使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト(WACC)10.02%を使用しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,800,747 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(流動の部)	(単位：百万円)	
繰延税金資産		
未払金否認		215
未払事業税		207
商品評価損否認		52
貸倒引当金損金算入限度超過額		72
商品仕入割戻配賦額否認		62
事業再構築引当金否認		327
その他		101
繰延税金資産合計		1,038
繰延税金負債		
リース会計基準適用に伴う影響額	△	574
その他	△	73
繰延税金負債合計	△	648
繰延税金資産の純額		389
(固定の部)		
繰延税金資産		
減価償却費損金算入限度超過額		713
減損損失		1,448
関係会社株式評価損否認		2,289
投資損失引当金否認		98
投資有価証券評価損否認		584
貸倒引当金損金算入限度超過額		1,341
ゴルフ会員権等評価損否認		10
債権譲渡損失否認		1,116
資産除去債務否認		348
その他		674
繰延税金資産小計		8,627
評価性引当額	△	4,794
繰延税金資産合計		3,832
繰延税金負債		
資産圧縮積立金	△	401
その他有価証券評価差額金	△	679
その他	△	122
繰延税金負債合計	△	1,203
繰延税金資産の純額		2,628

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)オートボックス フィナンシャル サービス	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金貸付 (注)	12,046	短期貸付金	4,826
						関係会社 長期貸付金	8,588

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約(極度額 19,000 百万円)を締結しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 1,580円79銭

2. 1株当たり当期純利益 92円64銭

当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

〔重要な後発事象〕

1. 株式分割

平成25年2月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割しております。

平成25年4月1日をもって普通株式1株につき3株に分割いたしました。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式 65,300,070株

(2) 分割方法

平成25年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

2. 自己株式取得の決議

当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、実施しております。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元強化を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	3,000,000株(上限)
③株式の取得価額の総額	5,000百万円(上限)
④取得期間	平成25年5月13日から平成26年2月20日まで

3. 自己株式消却の決議

当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	5,000,000株
(3) 消却予定日	平成25年5月16日

4. 重要な係争事件の解決

AUTOBACS STRAUSS INC. ならびに 1945 Route 23 Associates, Inc. 及び R&S Parts and Service, Inc. (以下併せて「原告ら」といいます。)より米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦地方裁判所に提起された当社に対する損害賠償請求訴訟に関して、当社と原告らとの間で締結した和解契約 (以下「本和解契約」) が上記裁判所により承認され、その効力が発生いたしました。

(1) 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

原告らは、平成21年12月11日付で米国デラウェア連邦倒産裁判所に、同月17日付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所に、それぞれ当社に対する損害賠償請求訴訟 (以下併せて「本訴訟」といいます。) を提起しました。

当社は、これまで本訴訟への対応を進めてまいりましたが、今後も訴訟を継続した場合の費用等の諸要素を総合的に勘案した結果、平成25年3月29日 (米国東部時間) に原告らと和解することに合意し、本和解契約書を締結いたしました。

(2) 和解の内容

和解の主たる内容は以下のとおりです。

①当社は、原告らに対し、8.5百万米ドルを支払います。

②AUTOBACS STRAUSS INC. の米国デラウェア連邦倒産裁判所に係属中の倒産手続における当社の届出債権は、全額が認められないものとして扱われます。

(3) 和解の効力発生

本和解契約に関して、平成25年4月23日 (米国東部時間) に米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦倒産裁判所からそれぞれ承認命令が発付され、5月8日 (米国東部時間) に和解契約が発効しております。本和解契約に基づき、当社は原告らに対し、8.5百万米ドルを平成25年5月10日に支払っております。

なお、本和解契約に基づく現金支払等については、平成26年3月期以降の計算書類に与える影響は軽微であります。

第66期定時株主総会招集ご通知 添付書類

第66期 監査報告書

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査役会の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 15 日

株式会社オートバックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ④

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ④

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 15 日

株式会社オートボックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ④

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ④

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社オートボックスセブンの平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 66 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 66 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針（株式会社の支配に関する基本方針）については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、事業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会

計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 5 月 21 日

株式会社オートバックスセブン 監査役会

常 勤 監 査 役	井 手 秀 博 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	清 原 敏 樹 ㊟
社 外 監 査 役	池 永 朝 昭 ㊟
社 外 監 査 役	坂 倉 裕 司 ㊟

以 上

インターネットによる議決権行使について

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、**パソコン**又は**携帯電話**から議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00 ~ 21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00 ~ 17:00 土日休日を除く)

パソコンから議決権行使サイトへのアクセスの場合

1 議決権行使サイトにアクセスする

<サンプル画面>

①

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」をクリックのうえ、記載内容をよみ読みください。
[インターネットによる議決権行使について](#)
- 上記記載内容をご了承くださる方は、【次へすすむ】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

次へすすむ **閉じる**

<その他のご案内>

- 招集通知電子配信のためのメールアドレスを設定希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 招集通知の電子メール配信を行っている銘柄に所有の方で、既にご登録いただいているメールアドレスなどの変更・解約を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や非元未満株式の買取請求などの用紙の送付依頼はこちらのホームページをご利用ください。

本サイトのご利用に際しては、Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
およびAdobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降を用い、
MS-ゴシックなどの等幅フォントでの表示を設定されることを推奨いたします。
なお、推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもWebブラウザの設定によっては、
ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合があります。

PDFファイルの閲覧には Adobe® Reader® が必要です。
[ファイルサイズ: 30KB] (注) 確認して以下のダウンロード時間がかかります。 (© Adobe
56056466) / 57 / 64628293 / 37 / 1.5M / ADL) (注)

「次へすすむ」
をクリックして
ください。

②

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載されています。
(電子メールにより招集通知を受領されている株主さまの場合は、
招集通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

ログイン **閉じる**

[仮パスワード変更画面へ](#)

招集通知に同封の議決権行使書に
記載の「議決権行使コード」を入力
し、「ログイン」を押してください。

③

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

招集通知に同封の議決権行使書に
記載の「パスワード」を入力し、「次
へ」を押してください。

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

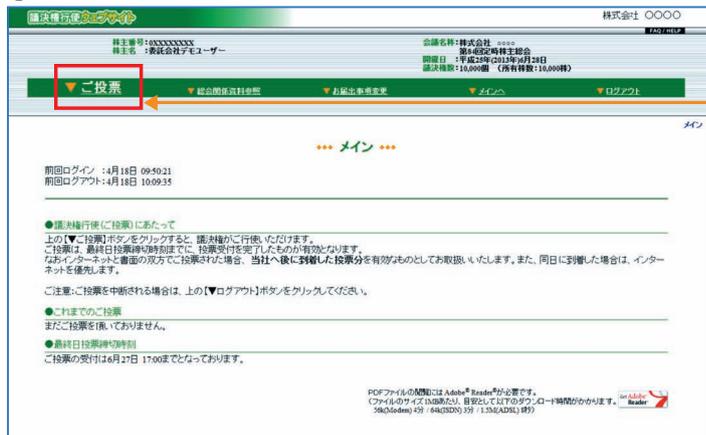
計算書類

監査報告書

2 投票画面を選ぶ

<サンプル画面>

①



「ご投票」ボタンをクリックしてください。

②



〈議案別賛否投票〉を選択した場合⇒
3 4 ^

〈会社提案に対し一括賛成投票〉を選択した場合⇒ 5 ^

3 議案別賛否投票を選ぶ

<サンプル画面>

各議案毎に「賛否」のいずれかを選び「登録」ボタンを押してください。

除外したい候補者がいた場合はボタンをクリックしてください。

4 除外する候補者を選ぶ

<サンプル画面>

候補者番号	氏名	指定欄
1	●●● 雄	<input type="checkbox"/>
2	●●● 一	<input type="checkbox"/>
3	●●● 子	<input type="checkbox"/>
4	●●● 隆	<input type="checkbox"/>
5	●●● 樹	<input type="checkbox"/>

除外したい候補者をクリックしてください。

5 一括賛否投票を選ぶ

<サンプル画面>

株式会社 ○○○○

株主番号:XXXXXXXX
株主名: 株式会社デモユーザー

会議名称:株式会社 ○○○○
第46回定時株主総会
開催日:平成25年(2013年)4月28日
議決権数:10,000議 (所有株数:10,000株)

▼ ご投票 ▼ 総会関係資料参照 ▼ お届出事務変更 ▼ メイン ▼ ログアウト

投票メイン/投票内容確認(会社提案一括賛否)

*** 会社提案に対し一括賛成投票 ***

●会社提案議案に全てご賛成の場合は、下の【投票】ボタンをクリックしてください。
※インターネットと書面の両方でご投票された場合、当社へ後に到着した投票分を有効なものとしてお取扱いいたします。なお、同日に到着した場合は、インターネットを優先します。

会社提案	議案に対する賛否
第1号議案 ●●●●の件	賛
第2号議案 ●●●●の件	賛
第3号議案 ●●●●の件	賛
第4号議案 ●●●●の件	賛
第5号議案 ●●●●の件	賛

投票 メインへ

「議案に対する賛否」をご確認いただき「投票」ボタンをクリックしてください。

6 投票受付の完了画面

<サンプル画面>

株式会社 ○○○○

株主番号:XXXXXXXX
株主名: 株式会社デモユーザー

会議名称:株式会社 ○○○○
第46回定時株主総会
開催日:平成25年(2013年)4月28日
議決権数:10,000議 (所有株数:10,000株)

▼ ご投票 ▼ 総会関係資料参照 ▼ お届出事務変更 ▼ メイン ▼ ログアウト

*** 投票受付完了 ***

4月18日 21:25:27 投票受付が完了いたしました。

議決権をご行使いただき、まことにありがとうございました。

ログアウト

投票はすべて完了いたしました。



携帯電話から議決権行使サイトへのアクセスの場合

1 ログイン画面

◆携帯電話専用◆
議決権行使サイト

本サイトは「携帯電話専用からサイトによる議決権行使について」の内容をご了承いただき、お手持の議決権行使書と招集ご通知をご用意いただいたうえで、ご利用ください。

・了承した
・了承しない [終了]
・電源ボタンを押すなどしてアプリを閉じてください。

利用 - お問い合わせ
 対応機種について
 当サイトの著作権について

(c) Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited



◆ログイン◆

議決権行使コードを入力し、【ログイン】を押してください。議決権行使コードは議決権行使書用紙右片に記載してあります。

議決権行使コード：

ログイン

◆パスワード認証◆

パスワードを入力し、【次へ】を押して進んでください。

パスワード：

次へ
(初回のみ)

※パスワード登録画面(初回のみ)

◆パスワード認証◆

パスワードを入力し、【次へ】を押して進んでください。

パスワード：

次へ
(初回のみ)

2 メインメニュー画面

〇〇〇〇株式会社
議決権行使サイト
株主No.015000001
議決権数：10股

◆メイン◆

前回ログイン
5月13日 10:49:31
前回ログアウト
5月13日 10:51:18

下の【ご投票】を押して、議決権のご行使をお願い申し上げます。
ご投票は、最終日投票締切時刻までに、受付を完了したものが有効となります。
なお、インターネットと書面の双方でご投票された場合、当社へ後に到着した投票分を有効として受け付けます。
また、同日に到着した場合は、インターネットを優先します。

【ご投票】
最終日投票締切時刻
5月31日 24:00
【パスワード変更】
【ログアウト】

ご投票

〇〇〇〇株式会社
議決権行使サイト
株主No.015000001
議決権数：10股

◆ご投票◆

メニューをお選びください。

[議案別賛否投票](#)
[会社提案に対し一括賛成投票](#)
[前回投票内容のご確認/変更投票](#)

[\[メインへ\]](#)
[\[パスワード変更\]](#)
[\[ログアウト\]](#)

議案別賛否投票

会社提案に対し一括賛成投票

◆パスワード登録◆

はじめに議決権行使書用紙右片に記載のパスワードを入力してください。

パスワード：

次に株主様が本総会に当たりご使用になる新しいパスワードを任意に入力し、【登録】してください。
(8文字の半角英数字のみ入力可能です。)

新しいパスワード：

もう一度入力：

登録

◆パスワード登録完了◆

5月13日 11:15:15
変更が完了しました。

新しいパスワードは失念なさらないようご注意ください。

[\[投票画面へ\]](#)
[\[ログアウト\]](#)

招集ご通知

参考書類

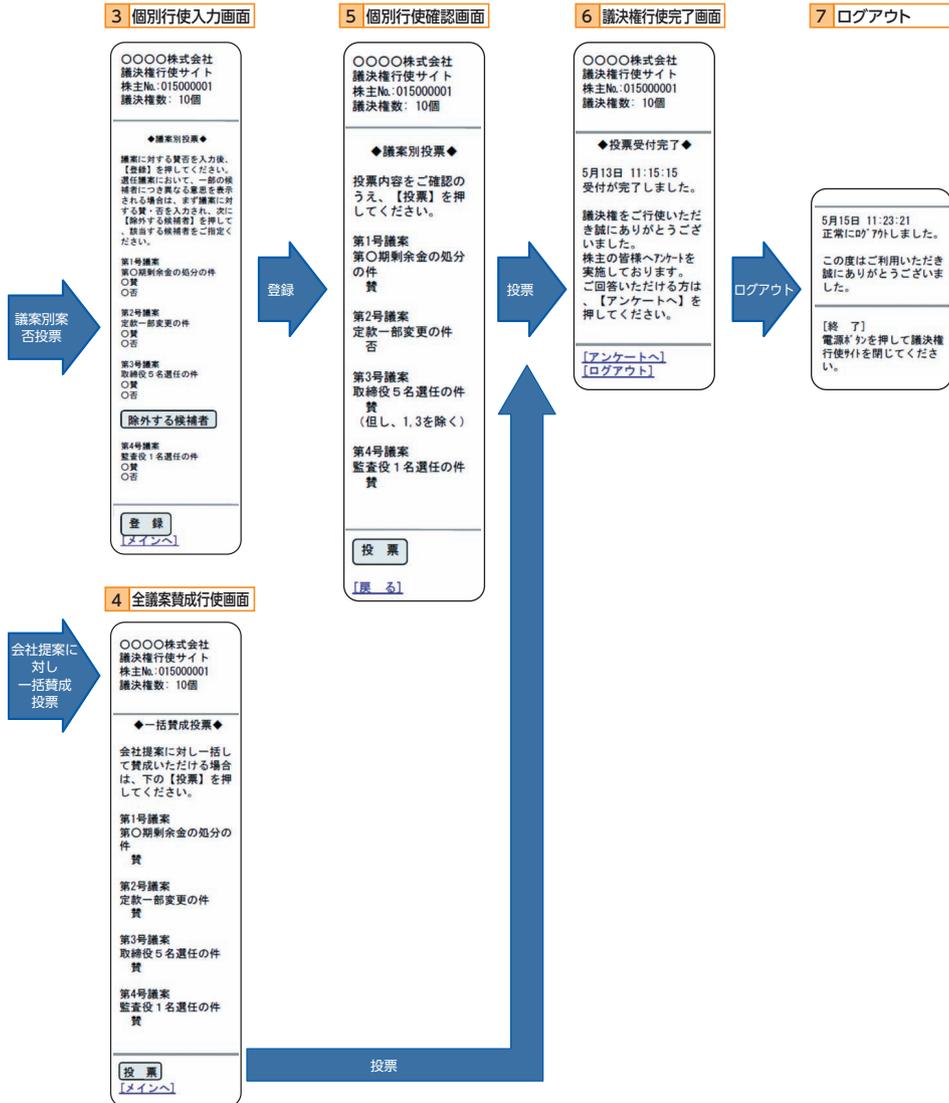
事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

携帯電話から議決権行使サイトへのアクセスの場合



【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-186-417 (9:00~21:00)

【議決権行使に関する事項以外のお問い合わせ】

 0120-176-417 (平日9:00~17:00)

MEMO

招集し通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

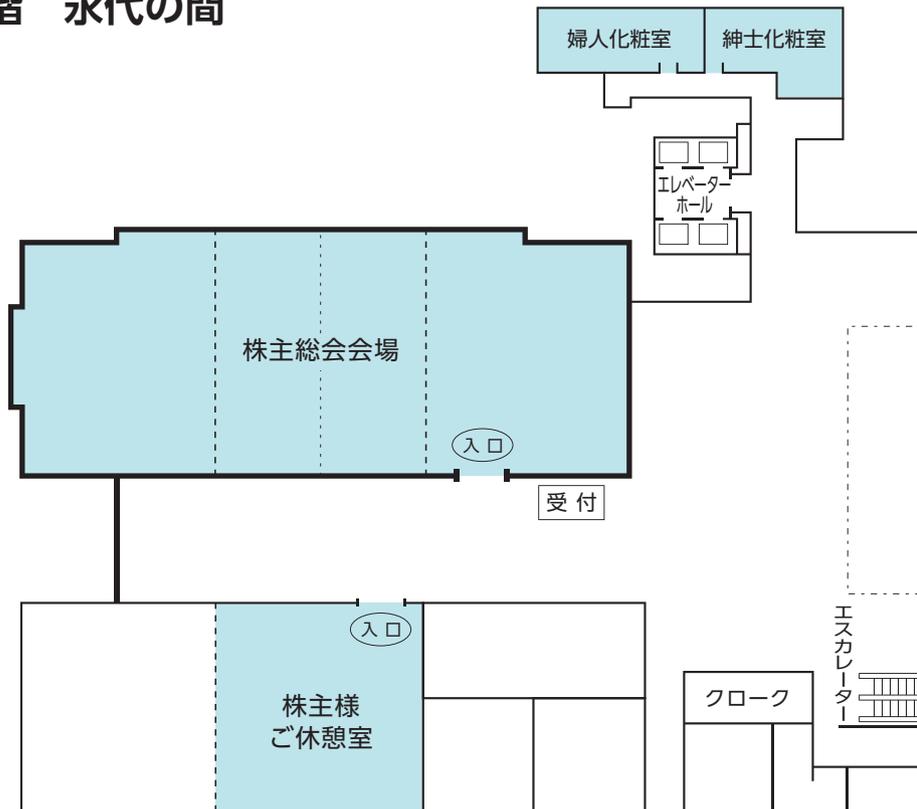
監査報告書

MEMO content area with horizontal dashed lines for writing.

〈株主総会会場見取図〉

ホテルイースト21東京

3階 永代の間



- 万一の場合の避難経路につきましては、会場に掲示しておりますのでご確認ください。
- 株主様ご休憩室では、弊社をより知っていただけるよう、パネルの展示、資料の配布などを行っております。また、お飲みものをご用意しております。
- ホテル内は全館禁煙となっております。ご了承ください。

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

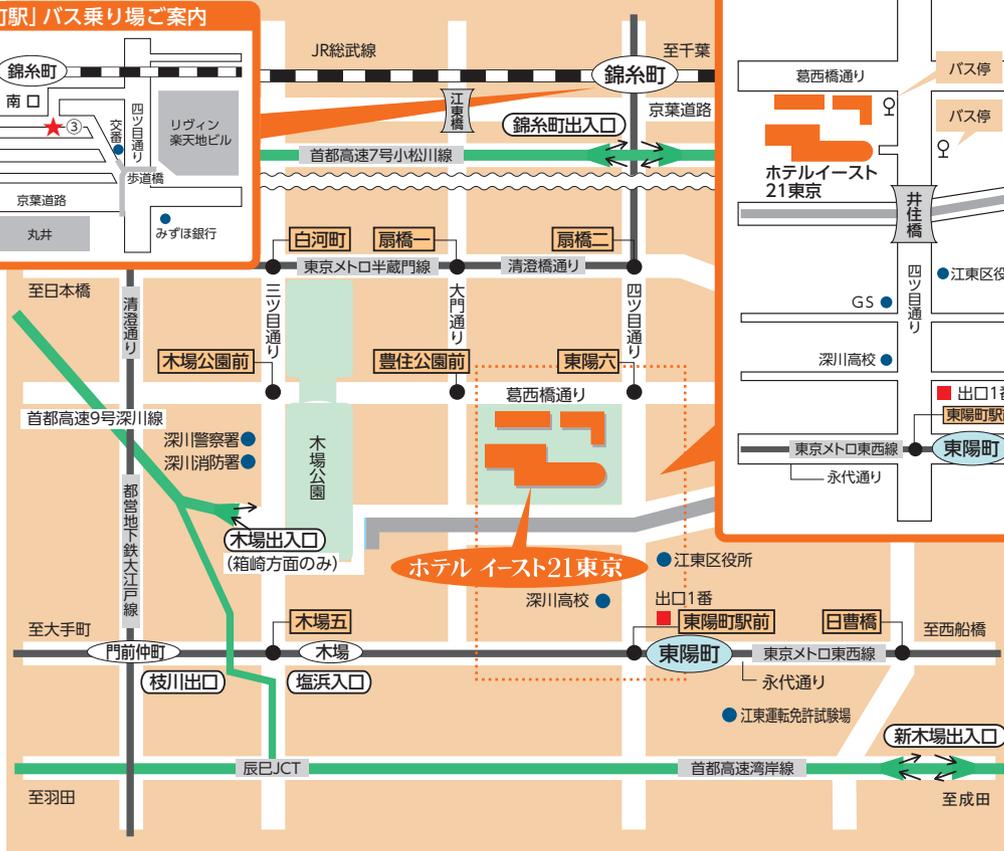
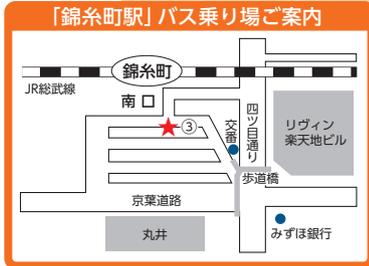
監査報告書

株主総会 会場案内図

東京都江東区東陽六丁目3番3号

ホテルイースト21東京 3階 永代の間

- 「東陽町駅」1番出口より徒歩7分
- 「錦糸町駅」南口3番乗り場より都営バス〈東22〉で15分、「豊住橋」下車
- ホテル駐車場は、時間により満車となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



クルマのことなら



オートバックス

UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
基づき、より多くの人に見やすく読みまちが
えにくいデザインの文字を採用しています。